

令和6年第4回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年12月 3日  
本日の会議 令和6年12月 4日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員	10番 安部都議員
11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員

欠席議員

3番 藤田明美議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	福本美也子君
係 長	江口美和子君	主 査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	宮崎伸之君	健康保険部長	山本昭彦君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	田中一之君
教育次長	宮司裕子君	企画財政部理事	荒木隆君
住民福祉部理事	細田愛二君	教育委員会理事	鳥山勝美君
総務課長	大山康彦君	契約管財課長	永野英明君
地域安全課長	山口聡一朗君	政策企画課長	中村元則君
財政課長	北野靖之君	税務課長	和田弘君
土木管理課長	山崎禎三君	都市計画課長	前田将範君
こども政策課長	村田佳美君	健康保険課長	森本陽子君
上下水道課長	高橋庸輔君	生涯学習課長	中尾盛雄君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時02分



## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、浦川圭一議員の都市計画税についての質問を許します。

8番、浦川圭一議員。

## ○8番（浦川圭一議員）

どうも皆さんおはようございます。朝一番の質問で張り切っておるんですが緊張もしておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは早速質問に入らせていただきます。都市計画税について。「都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行う市町村が、都市計画区域内にある土地や家屋に対して、その事業に必要となる費用に充てるために課する税金です。都市計画税を課税するかどうかは、それぞれの地域における都市計画事業等に応じて、市町村の自主的な判断に委ねられます」と総務省が税の概要を示しております。本町においては、高田南土地区画整理事業、都市計画道路西高田線整備事業などの大型事業が間もなく完成を迎えることとなっております。そこで、事業完了後の都市計画税について、どのように対応されるのか質問いたします。1番目、本町における都市計画税はいつから始まったのか伺います。2番目、どのような目的で始まったのか伺います。3番目、都市計画税の税率を固定資産評価額の0.3%としている根拠を伺います。4番目、固定資産税納税者のうち、併せて都市計画税を課税されている人の割合はどれくらいか伺います。5番目、なぜ市街化区域内の土地建物を所有する人にだけ都市計画税を課税するのか伺います。6番目、令和5年4月1日現在で都市計画税を課税している団体は、全国1,719市町村のうち642市町村で約37%となっております。県内21市町の状況が分かればお示し願ひしたいと思います。7番目、本町において現在取り組んでいる高田南土地区画整理事業、都市計画道路西高田線の大型事業が完了した後、地方税法第702条で示されている都市計画税の対象となる新たな都市計画事業の計画はあるのか伺います。8番目、都市基盤施設整備の当初目的が果たされ、仮に新たな事業計画の予定がないとすれば、都市計画税は過去の事業に充てられた公債の償還金への充当が主なものになると考えますが、本来の目的税としての活用にどのように整合するのか伺ひたいと思います。9番目、令和5年度の決算によると、中尾城公園の維持補修工事、下水道事業会計への町からの負担金、過去に行った事業の資金調達のための公債の償還などに都市計画税から支出がされておりました。これらの支出は全ての納税者が担うべき支出と考えますが、税負担の公平性から見て妥当と考えるのか伺ひます。10番目、都市計画税の対象となる大型事業が完了した後も、そのまま課税を続けるとするならば、その用途を明確に示し、改めて関係町民へ説明し理解を求めることが重要と考えますが、その見解を伺ひます。11番目、都市計画税については、

一般会計予算において歳入の額が示されておりますが、歳出については何に充当するかなど、使途が明確にされていないと思っております。目的税という性質上、特別会計をつくって対応するべきと考えますが、見解を伺います。12番目、最後になりますが、都市計画税条例が昭和47年2月16日に制定され、その後課税が始まったと思っておりますが、長い人では50年以上納税を続け、本町の都市基盤整備に大きく貢献されているものと思っております。現在までの納税者に長年の事業の協力に感謝を申し上げまして、今後は都市計画税の廃止を目指すべきと思っておりますが、その見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん改めましておはようございます。今日、今議会の最初の質問者であります浦川議員の質問にお答えをいたします。一番最初のこの都市計画税についてでございます。1番目1点目、都市計画税はいつから始まったのかというお尋ねでございます。本町の都市計画税は、長与町都市計画税条例が昭和47年2月16日に施行され、47年度分から賦課徴収が始まっているところでございます。2点目のどのような目的で始まったのかということでございますけれども、本町では昭和41年3月に都市計画区域を計画決定をいたしまして、昭和46年3月に市街化区域と市街化調整区域の区分が行われたところでございます。市街化区域の決定後、市街化開発事業の一つである土地区画整理事業を柱に、道路、公園、下水道などの都市施設の整備に取り組み、これらの財源の一部として活用するため、都市計画税の賦課徴収を始めておるところでございます。続きまして税率、固定資産評価額の0.3%の根拠についてのお尋ねでございます。この都市計画税は地方税法、この地方税法において市町村の目的税として創設されておまして、昭和31年度の制限税率は0.2%でございました。それが昭和53年度に都市計画事業等に対する財源需要の急増がありまして、それに対応するため、0.3%に引上げられたところでございます。本町におきましても、昭和46年に市街化区域が決定され、土地区画整理事業を柱に道路、公園、下水道などの都市施設の整備に着手をいたしまして、これらの事業に要する経費を鑑み、昭和47年度から昭和52年度までは0.2%、昭和53年度以降からこの0.3%の税率を賦課すると、そういうことで今進められているところでございます。続きまして4点目の固定資産納税者のうち、併せて都市計画税を課税されている人の割合についてのお尋ねでございます。令和5年度決算時における土地、家屋の固定資産税納税義務者のうち、併せて都市計画税を課税されている人の割合は82%でございます。5点目でございます。なぜ市街化区域内の土地建物所有者にだけ都市計画税を課税するのかというご質問でございます。この市街化区域では、都市的環境の中で安全、安心、快適に住んでいただくため、区域内の道路や排水施設などの整備を行っておるところでございます。都市計画税は、このような都市基盤整備により、市街

化区域の土地および家屋の利用価値、この利用価値が上昇し、その所有者の利益が増大するものと認められるという受益関係に着目し、市街化区域の土地および家屋の所有者に対して課税する税金であります。6番目でございます。都市計画税を課税している県内21市町の状況についてのお尋ねでございます。現在県内21市町のうち、都市計画税を課税している市町は長与町を含めて5市2町でございます。7点目の新たな都市計画事業の計画についてのお尋ねでございます。本町が現在取り組んでおります都市計画事業が完了した後、都市計画税の充当対象となる新たな都市計画事業の計画は現時点ではございません。しかしながら、地域の発展や住民ニーズに応じまして、長与町都市計画マスタープランに基づく構想や計画のうち、必要性や緊急性が認められるものにつきましては、事業化に向けた検討を適宜進めていく方針としておるところでございます。続きまして、8点目の本来の目的税としての活用の整合性についてのお尋ねでございます。令和5年度の一般会計決算では、街路事業、公園整備事業、下水道事業、土地区画整理事業、地方債償還にそれぞれ都市計画税を充当しているところでございます。都市計画施設の整備は、都市施設の新設に限定されるものではなく、既存の都市施設の改修や更新も含まれ、これらの事業は今後とも一定の規模で行われることから、一般的な財政需要を賄うために課税される固定資産税とは別に、貴重な財源として引き続き必要なものと考えております。9点目でございます。税負担の公平性から妥当と考えるのかというご質問でございました。この都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業に要する経費に充てられる目的税で、下水道、街路、公園等の整備事業費や、過去に実施をいたしました事業のために借り入れた起債の元利償還金の貴重な財源として活用をされておるところでございます。こうした施設の中には、利便性の向上という点では全町民が恩恵を受けるものもあると考えますが、課税制度の趣旨は利用価値の向上でございます。区域内の道路や排水施設などの整備を進めることにより、土地や家屋の利用価値が向上することに対する応分の負担でありまして、制度の趣旨として妥当であると考えておるところでございます。10点目の関係町民への説明についてのご質問でございました。都市計画税は目的税であることから、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要がある場合がございます。これまで「当初予算にかかる主要な施策に関する説明書」あるいは「決算にかかる主要な施策の成果に関する報告書」におきまして明示することにより、その用途を明らかにするとともに、広報ながや町ホームページなどを用いまして周知を行ってまいったところでございます。今後も引き続き、用途を明らかにし、ご理解を頂けるよう努めてまいりたいと考えております。11点目の特別会計を作ったかどうかというご質問でございました。この特別会計は、特定の収入をもとに特定の事業を行う場合や、特定の財源を特定の支出に充て一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合に、設置される会計となっております。都市計画税だけでは、対象となる事業の一部を賄う程度の財源となっております。従いまして、事業費の多くは一般財源で賄っている状況でございます。従いまして、

特別会計ではなく一般会計予算におきまして、予算を管理することが望ましいのではないかと考えております。12番目でございます。都市計画税の課税の廃止についての質問でございます。昭和47年都市計画税条例制定以来半世紀、町議会ならびに住民の皆さまにご理解とご協力を頂きながら都市基盤整備に着手をし、都市計画事業を進めてまいったところでございます。この場をお借りし、心より感謝を申し上げる次第でございます。都市計画税の廃止を目指すべきとの提案でございますが、今後も改修や更新など一定規模の都市計画事業等を行っていくこととしておりますことから、住民皆さまのご理解、ご協力を頂きながら、都市計画事業等に充てることのできる貴重な財源の一つとして、制度を継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今回の質問につきましては、一つのこの都市計画税にという質問について、12項目に細かく分けて質問をさせていただいてるんですが、基本的にこの議会の一般質問については、一問一答の方式で行うということを改めて議会基本条例の8条の中で示されておりまして、ここに立ち返って一問一答の形でやれたらなと思って、小さく分けさせて質問させていただきました。それでは、そういうことで再質問に入らせていただきますけども、まずこの1番目はもう昭和47年度から始まって、約52年間続けておられるということで、ここはもう理解をしました。どのような目的は、ここはどのような目的で、当時ですね、区画整理とか下水道整備のもちろん公園とか街路とかも含めてなんですけど、その一部に充てるために目的で始めたんだというようなことで、確かに当時私、高校生ぐらいなんですけども、目まぐるしく長与町のこの風景が変わるような、そういう時代だったわけですね。その49年、50年ぐらいに私もちょっと進学で県外に出まして、帰ってくる度にもう景色が変わるような状況で、それだけ工事が進めておられたというような状況だというのは、もう今でも記憶に残っておるんですが、そういう事業に充てるために47年からこの都市計画税の課税を始めたということで、そこはもう理解をしました。それで次の3番目ですけども、0.2%から始まって0.3%にしたんだというのは説明を、町長の答弁で分かったんですが、町の判断で0.1でも0.2でも0.3でもできるわけですね、その途中の端数を付けてでもできるんですが、0.3%に現在している何か根拠というのは質問のとおりなんですけど、根拠は特段示されてなかったんですが、何かありましたら答弁願います。

○議長（安藤克彦議員）

和田税務課長。

○税務課長（和田弘君）

地方税法の第702条の4、こちらの方に都市計画税の税率は100分の0.3を超えることはできないと規定をされまして、町議会の方でそれで決定をされているわけでござ

ざいます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

0.3%を上限にして採用することができるので0.3%にしてるんだという答弁だったと思うんですが、0.2%でもいいわけですかね。基本的にはこの都市計画税の具体的な税率については、その事業に要する費用の総額であるとか、国庫支出金であるとか受益者負担金等の特定財源の額であるとか市町村の財政状況と、こういったものを参考に総合的に勘案して定めるべきであるということが一般的に示されておるんですよ。だからこういうこと、こういうところから算定していったら0.3%になったとかいう答弁なら分かるんですが、上限が0.3%だから0.3%にされたということですかね。まあ当時のことですからですね、分からないんですが、今ずっと0.3%にされてるので、その0.3%で今されてる根拠というのがどうなのかなと思ってお聞きをしたんですが。そういうこと、もう0.3%が上限だから0.3%にしてるんだというそういう理由ですかね、改めて。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

都市計画税、税収よりも事業費の方が当時から非常に多ございまして、事業費の約2割から3割程度が一般財源のついでという形で、その中の一部として都市計画税を充てているというところがございます。一般財源の中で、都市計画税の0.3%を充てても、一般財源の方を多く投入していたということもありまして、最高の制限税率の0.3%とさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

5番目の答弁を頂いたんですが、要は市街化区域に住んでいたらこの利便性を享受できるんじゃないかというような趣旨の答弁だったと思うんですが、この事業が完了すれば、この完了した例えば道路であるとか公園であるとかですね、その利用については誰でも何の制限もなく使えるということを考えれば、市街化区域内に土地建物を所有する人たちが優先的に使えるとか何もないわけですから、そこの優位性は私はないと思うんですが、やっぱりそれでも課税を続けなければならないのかというのがちょっと疑問としてあるんですが。そこら辺どうなんですか、やっぱりその優位性があるんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今都市計画区域と区域外での不公平感というところのご指摘があつてるのかなというふうに思つてるんですけども、この都市計画税っていうのはもう地方税法上、都市計画法上、都市計画区域内しか課税ができないというもう法律になっておりますので、どうしてもこの区域外の所には課税することはもう法的にできないということになっておりますので、そこはもうご理解を頂ければというふうに思つております。また都市計画区域内がすごく都市整備基盤事業が整備がされて魅力がアップすれば、必然的にその一般区域の所も長与町の魅力がアップしていくというところで、固定資産税自体はどちらも同じように上がってまいりますので、そこはもうご理解を頂ければというふうに思つております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今言われたように都市計画税は、市街化区域の外には課税できないんだと。そこに課税しろと私は言つてるんじゃないですよ。全くそこはなくてですね、もう都市計画事業が整備が済んでしまえば、目的税としてもうお金要らないんじゃないかと。だから、やめたらどうかというのが、全体的な質問の趣旨はそういうところなんですよね。だから、そこは5番目の質問は、私もですね、調整区域の人にも一般区域の人からも何か取つてこいつという話じゃないですから、絶対ないです。そこはもう何て言えばいいんですかね、分かりました。5番目はもうそれで終わります。6番目も大体5市2町ということで、多分町は時津町と長与町だけなのかなというふうに思つております。ここも分かりました。次に7番目ですけども、新たな都市計画事業の計画はあるのかに対して、ないっていうことですよ、もう。ただその一方で、何か必要に応じて取り組んでいくというようなことも町長の答弁であつたんですが、どのような事業を何かこう想定をされてるのか。ないならやめましょうと私はこう言つてるんですよ。だから、あるならやめろっていうことは言わないわけですけども。ないようですよ、やめたらどうですかということをお願いしてありますが、何かあるんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず都市計画事業の新しい事業があるかないかということにつきましては、町長答弁と重複しますが、現在新たな都市計画事業の計画というのは現時点ではございません。ただ、新たな都市計画事業の可能性についてなんですけども、これにつきましては、あるとすれば都市計画マスタープランとかであります地域別構想に掲載されております、例えば構想路線ですね、構想路線といまして道路とかにつきましては、事業化に向けたその動きがあれば、都市計画事業として採択できるのかというところもあるんですけども、そういった道路事業なのかですね、そういった事業の分けというのがありますが、

そういったところを検討研究して進めていくことになるかと思いますが、重複しますが、現時点では計画はないということでご理解いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

何か勘違いされてるんじゃないかなと思うんですが、そうであれば、都市計画事業しか対象にならんわけですからね。都市計画事業とするために、そうであれば県の事業認可とか国の認可とか、そういったものの準備を、聞き方変えましょうかね、そういったものの準備をされてるものがあるのかどうか、そしたら。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

ご質問の都市計画事業で、国の認可とかそういったところを準備してることがあるのかということにつきましては、ございません。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。それでは現状のところはもう新たな都市計画事業は計画はないということですね。分かりました。なければですね、もう他の目的には使えないわけですから、当然公債の償還金、先ほど町長の答弁の中では5年度のこの決算の状況を示されて、いろんな事業に使ってるんだと言われましたけども、どうもこれも街路事業とか、街路事業は恐らく西高田線なのかなと思うんですけど、公園とか下水道事業とか、公園事業とかこういったものに使われた分は、どうなのかなと。私は都市計画事業じゃなかったものに使われてるんじゃないのかなというような気がしておるんですけども、ここについてはあまり触れないようにはしますけども。だからそういうことで一応明確にちょっとしたいのが、大きな事業、高田南と西高田線の事業が終わった後に、対象する事業がなければですね、途中書いてありますように、公債の償還金しかないわけですよ、この都市計画税当て込む事業というのが。そういう理解でよろしいですかね、そこのちょっと確認だけしたいんですが。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今議員ご指摘のとおり今後大型の事業が終了しますと、都市計画税の充当は地方債の償還が大きな割合を占めてくると思っております。ただ今後ですね、先ほど都市計画課長の方が計画はないという話でしたけれども、例えば今後それなりに道路の整備とか更新とかあった場合は県の許可を受けながら、そういった都市計画事業が出てくることは

あるかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

だからですね、そういう事業を見込みとしてあるのであれば、認可だけ先に取りれるじゃないですか。だからそういう準備はされてるんですかって言ったら、そういう準備してるものはないっちゃうわけですからね。何かですね、当面はもう、すぐ1、2年はもう償還金に充てるだけということで、もし高田南と西高田線の支出に充てることができない、もう終わってしまったってなれば、当面は今のところないっちゃうことですよね。公債金の支出に充てるということだけで理解してよろしいですかね、改めて。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

大まかに言いますと、起債の償還に充当するというのが主なところになってこようかとは思いますが、一応西高田線の街路事業というのが令和8年度までで、高田南の所が一応事業完了は令和12年度まで。国土交通省の通知にもありますように、今まで公共施設の整備をした所で老朽化対策ですとか、耐震補修、耐震補強対策など、こういったものにも使えますよということがうたってございますので、長与町も整備をしたのがもうかなり前になりますので、そういった更新とか改修とか、そういったものも今後出てこようかと思えます。そういった所も見据えて、新たな事業はゼロかもしれないですけども、今後その更新とかそういったところも出てくるというのを見据えて償還をしながら、ちょっと本町の方でも今後の整備の仕方とか検討していってるところでございますので、まだ認可申請までには至っておりませんが、まだ、今検討する段階ということでご理解いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今後出てくる更新とか改修にも使えるようになってくるということで、なっとるんですよ、確かにね。なっとるんですけども、あくまでも都市計画事業としての位置付けをした事業にしか充当できないとなってるんですよ。都市計画事業という位置付けする事業があるんですかって言ったら、ないっていうわけですから、今ところね、そういう準備もしてないし、ないということと言われるわけですから、それなら今やってる高田南と西高田線だけじゃないんですかって言ってるんですよ。で、今高田南も12年までとか言われますけど、実際その事業費がなくなればですね、当て込む事業費が、事務処理とかなんとかかかるかもしれないですけど、そこまでかかるもう費用がなくなれば充当できんわけですから、恐らくもう来年は、私はもう来年すらもう高田南に突っ込むお金は

ないと思ってるんですよ。もちろん換地処分とかなんとかで必要なお金は出てくると思っ  
とるんですけども。何日か前の全員協議会の中で少しだけちょっと触れられたんです  
が、保留地処分金が7億円ぐらい入ってくるんだということを言われたんですよ。そ  
うであればそれが歳入で上がるわけですから、それ以上の事業はもうないだろうと思  
って。そこに今度町の繰出金が入っていく余地はないわけですから。高田南はもう6年  
度で終わるのかなと思ってるんですよ、自分なりに。だから、あとは西高田線、8年  
度までと言われますので8年度まであと幾らぐらい要るのか、8年度が済んだ時の話をし  
ておるわけですよ、今。それ以外に、もうないんでしょうという話をしてるんですよ。  
何度も言うようですが、公債金の返済ぐらいしかないんでしょうという話をしてるん  
ですよ。そしたら、あるんですかね、それでも。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

新たな事業というのは今のところ計画の方はございません。主なものは起債の償還っ  
ていうところになってまいります。ただ起債残高が非常にまだ多ございまして、5年度  
決算におきましても、5億円を超えた償還をさせていただいております。大体0.3%で  
3億円ぐらい都市計画税が入っておりますので、5億円の償還に対してまだ3億円充て  
られているという状況で、これがまだ当面しばらく続くということで、もう全く充てら  
れるところがないっていう見込みが立った場合は、税額を軽減するとか廃止の方に向け  
た検討もできようかと思えますけれども、今のところまだ充当先としては起債の償還と  
いうところがございますので、そちらの方に充てさせていただければというふうに思っ  
ております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

やっと分かりました。起債の償還を充当するために、主な目的と、主なを付けられる  
意味がちょっとよく分からないんですが、主な目的として起債の充当をしていくために、  
税の徴収を続けさせていただきたいということを言われてるんだと思いますが。一つで  
すね、私が全く本町と同じような事例の所が山口県の長門市っていうところがありまし  
て、ここが区画整理事業、公園、街路、そして公共下水道、こういったものを実施して、  
その事業費に充てるためここはもう随分早いんですよ、昭和31年度から都市計画税を  
課税徴収してきた所であるということで、令和5年3月まで取られてるんですよ、そこ  
の時点で廃止をされてるんですが。しかしながら、都市基盤施設整備の当初目的はもう  
果たされて、新たな都市計画事業の予定がない中であって、我が町と全く同じなんですよ  
ね。そして、都市計画税は過去の事業に充てられた公債の償還への充当が主なものにな  
っておりますということで、多分ちょっと早い時期に事業はもう終わられたんだと思

う。それでこの償還だけずっと充てるため取ってはきてたんだと思うんですけども、本来の目的税としての根拠が曖昧になってきているということで、やめられてるんですよ。だから、同じような状況で、これ続けるのかやめられるかどっちが正しいか、間違ってるかというような答えはないと思うんですけども、あくまでも、償還金だけになったとした時に続けるか続けないか、首長の判断だと思うんですよ。だから町長の判断によるもので、それは取ると言われればもう取らざるを得ないのかなと思いつつながら、私も質問をしてるんですけども。どうですかね、やっぱり償還金だけってなった時に、どっか書いてましたよね、改めてですけど、取るべきって思われるんですよ。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

そうですね、全国的に見ますと確かに今、都市計画税を廃止にされている所は起債の償還に充てるどころもなく、起債の償還よりも税収のほうが上回ってしまっている、そういった所はやめてるといふふうに伺っております。中には議員がご紹介いただいた山口県の例のように所期の目的を達成したのでやめるといふところも確かにございますけれども、本町としましては起債残高が先ほども申しましたようにまだまだたくさん残っておりますし、地方税収入が今まだ横ばいの状態で歳入が非常に限られている状況でございます。また社会保障関連経費なども増大をしております、財源が厳しい状況にありますので、今この現時点で都市計画税を充てられるべきところがあるのに充てないってなりましたら、一般財源からもまるっとそのまま一般財源を使わないといけないということになりますので、それはそれで住民サービスの低下につながるようなことがあってはいけないといふふうに考えております。充てる先が今のところまだございますし、今後もその更新とかも見据えたところで検討もさせていただきたいと思っておりますので、引き続き課税をさせていただければといふふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。財政の厳しさというものを分かりやすく述べていただいたんですが、納税者の気持ちにも立って少し考えていただければなと思いますので、そこはよろしくお願いします。それと10番目は何か説明はするということで、今のやり方で、今のやり方多分ですね納税者の方は、予算と決算の主要な施策の中に乗せ込んでということなんです、多分まず住民の方からなと思いますので、まず事業は終わったんですけども今度は償還にだけ充てていくために引き続きお願いしますことを分かりやすくやっぱり住民に説明しないといけないと思うんですけど、説明会をしていただければ一番いいんですけど、それをなかなかしたくないんでしょうからですね。できれば、やっぱり事業が終わってまでも払い続けんといかんとでしようかと思う人もいらっしゃると思うん

ですよね。だから、でもそこはもうきちんとやっぱり言うべきだと私思っていますね、この10番目、住民にきちんと説明して理解を求めることが重要じゃないんですかということを書いとったんですが。今までどおりのやり方で周知をするっちゃうことでしょうか。大幅に変わるもんですからね、都市計画税の使途が。そういうことで、今までどおりやるということなんでしょうか。改めてですが。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今部長が答弁したとおり、いろいろ使うところがあるということでございます。それともう一つは、今は一応完了するという方向で進んでまいりますけれども、例えば図書館ができます。そして、今まであった図書館の地域に中央公民館があります。あの部分をどう再開するか。それから健康センター、ここもまた変わってまいりますよね。そういった形で再配置とか再整備とか、新しい町をどうつくっていくかという、そういったところが今から都市計画のマスタープランとして、また新たにつくる時期があると思うんですね。今はいったんこれで終了する予定でございますけれども、そのあとの再配置、再整備をどうしていくかということを含めて、先ほど部長が言ったようにいろんな経費等々かかりますけれども、それと併せまして、そういった形に今後なっていくだろうということで、そのあたりを見据えながら、都市計画案の中における税金の在り方というのを考えていきたいというふうに思っておりますし、それはその旨やはり町民の方にもそういった形でのお示しをしていく必要があるかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

町民にその明確に伝えるというところはいろいろ見解の違いがあるようですので、ここはもう構いません。それとあと、特別会計を作って対応すべきというところなんです、ここはもう当面は公債の償還金だけですよね。歳入で上げられて、償還金で歳出の支払いは払い込むだけになってしまえばもう特設特別会計は必要ないのかなと今感じてる所なんです。ただ、5年度の決算のようにいろんな項目でちょこちょこちょこ使っておれば何に使ったか分からんわけですよね。だから、こういうことをちょつと書かせていただいた、特別会計をということを書かせていただいたんですが、ここについては現状のままでやられるということで、それで結構だと思います。で、いよいよこの最後の目的の最後なんです、この話はちょつと変わるんですけども、取り続けると言うんですが、あくまでもこれ0.3%で、現状の課税で取り続けるということなんでしょうか。確認ですが。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

もちろん歳入が歳出を上回るような現状が出てくる場合は、税率改正というところも見据えていきたいというふうに思っておりますけれども、今の現時点におきましては、まだ歳出の方が上回っている状況でございますので、現時点では検討はしていないような状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

最初の方の質問でちょっと都市計画税の率の決定の考え方というのを申し上げたんですが、基本的には歳入を超える事業、支払いがあるとかつちゅうことではなくて、あくまでも税率については事業に要する費用の総額であるとか、あともう国庫支出金とか他のあれはないですから、この事業に要する費用の総額がもう高田と西高田線が終わることでもガクッと下がるわけですよ。それなのに0.3%かというのをちょっとお聞きしてるんですが、検討の余地もないですかね、そこは。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今今は検討はしないということで先ほど答弁したんですけれども、今後の償還の金額等を見据えながら検討してまいりたいというふうに思っております。ただこの都市計画税をやめてしまった場合、先ほども申しましたけれどももう全て一般財源から賄うということになってくるっていうのが一つと、あともう一つは、この都市計画税が目的税であるがゆえに、基準財政収入額というのも変わらないので、普通交付税等でもすねプラスに働かないという要素もございます。やはり今のこの長与町の財政収入等を考えますと、充てられるところがある間は0.3%でいかせていただきたいという思いでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

町の財政の心配を職員として一生懸命されてるといのはもう十分分かるんですけども、住民のもう何十年も払い続けている人の納税者のやっぱり気持ちも少しは考えないといけないのかなと私は思ってるんですが。先ほどの0.3%で取り続けた場合、これ5年度の決算書の写しなんですけども、主要な施策の都市計画税の対象事業の内訳というのが14億6,100万円ぐらいありまして、そのうち3億1,600万円を都市計画税で充当しとるわけですね。約22%を都市計画税で、対象となる事業に対して22%都市計画税で充当しておるわけですよ。これがですね、地方債の償還にだけついて、他のにはもう充てられなくなるんで、償還についてだけ充てたと。この同じ5年度の決算の

数字を使って計算をしますと、都市計画税の負担率っちゃうのが58%になるんですね。事業がたくさんある時には22%ぐらいで収まってるんですよ。恐らく例年20%前後ぐらいで、ずーとこう何年も来てたんじゃないかなと思うんですよ。で、もうこれ他の事業がなくなってしまうと、この償還額だけに充てるとなると、58%、約6割のお金をそれこそ基本は市街化区域に土地建物を持ってる人たちだけに、6割負担してくださいって話になるわけですよ。そして町の方は4割の負担で済むようにはなるんです。財政的にはだから助かるとは思うんですけども、やっぱりここの20%前後ぐらいを守っていく、そこまでの負担は求められないだろうという考え方で、もっと20%ぐらいに都市計画税の負担割合は、必要経費の20%ぐらいに抑えるというような考えもやっぱりね、考えるべきだと私は思うんですけども。そうすると、どうしてもこの税率をいじらないと、いじって徴収額を下げないことには、その負担額はなかなか下がっていかないんじゃないかなと思うんですが。この負担率っていうのは、例えば今の先ほどの答弁の考え方からいけば、都市計画税の歳入は約3億円、私基本的3億円と思ってるんですが、3億円入ってきて、例えば地方税の償還額が、これは毎年こう動くんだと思うんですけども、これも例えば3億円若干超える年が仮にあったとすればもう100%もうみなさんで払ってくださいって話になるじゃないですか。そこはやっぱり20%なら20%ぐらいで抑えるべきじゃないのかなというふうな考えもあるんです、私は考えるんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今議員ご指摘のとおり、今後大型事業が終了しましたら都市計画税を充てる事業というのが起債の償還がメインになってくると。その割合が今は22%だけれども、58%ぐらいになるだろうという話でした。この地方債の償還についての考え方ですけれども、以前からですね、都市整備基盤事業としまして、土地区画内の整備を手厚く進めてきた中でその中で借り入れた地方債の償還が今後も今から続いていきます。地方債の償還に都市計画税を今回これからも充当させていただくということになりますので、パーセントのお話もありましたけれども、制度の趣旨からしますと妥当ではないかと理解をしております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

だからですね、改めて、具体的な税率として考え直すべきじゃないのかなと。考えとるんですかね、事業に要する費用の総額とかですよ。町の財政状況とか、国庫支出金とか、これはないですからね。総合的に勘案して定めるべきものであるということが、一般的に示されておるわけですから、やっぱり相当、へたすれば20億円近い事業やった

年もあるわけですね。そういう十何億円の事業を毎年やってきたものがすっとなくなるわけですから、改めて考え直す、計算をし直すべきじゃないのかなと思うんですが、どうですかね。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

現時点では縮小とか廃止とか、そういったことは難しいと考えておりますけれども、例えば今後充当する事業が極端になくなる、もしくは部長も答弁しましたけど、税の余剰が発生する場合、そういった場合は議員ご提案の縮小であったり、廃止であったり、改めて議論をさせていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時23分～10時40分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、竹中悟議員の①SNSの利用制限について、②新図書館運営についての質問を同時に許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

皆さまおはようございます。質問に入ります前に、先ほど皆さまの貴重なお時間を頂き総務大臣感謝状の表彰伝達式を行っていただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。去る10月21日東京麹町会館におきまして総務大臣より式典のご案内をいただき、国内で24名の受賞者と共に受賞をいたしました。これも長与町の住民の皆さまのご支援と議会の皆さま方のご協力の賜物と感謝をいたしております。今後とも住民の皆さまの安心安全なまちづくりに邁進する所存でございます。誠にありがとうございました。

それでは今回2点の質問をさせていただきます。SNS利用制限について質問いたします。近年子どもを狙うSNS被害は年間約2,000件と増え続けています。SNSにつきまちは言論の自由の下、自己主張の表現として近年急速に世間に特化をしています。しかしながら内容を見ると、特定の民間会社の批判、個人の誹謗中傷等、相手の環境を考えないで一方的に発信して個人の感情によって配信される事案も多く、対象者は

大変な迷惑を被っているのも現実であります。現に私たちの身近でも物議を醸している問題もございます。また出会い系サイト、闇バイト等犯罪にも大きく影響を及ぼしており、このまま放置すると犯罪に対する軽視化、また最も大切な人間関係が希薄になり、コミュニケーションが取れなくなる事態に陥る危険性があります。このようなことからSNSの利用につきましては、真剣に検討する必要があると考えております。日本は外国と違い素晴らしい独自の文化と歴史があります。このような状況の下、日本の未来を生き抜く子どもたちのために正しい指導が必要であると考えています。そこでSNSに対する教育委員会の基本的な考え方をお尋ねをいたします。まず1番目に、学校におけるSNSの利用に対する指導体制をお尋ねをいたします。2つ目、SNSの利用制限については保護者の意識感覚も影響することと感じておりますが、対策をお尋ねをいたします。3つ目、長与町におけるSNS被害の現状はどうか。対処についてはどうか。お尋ねをいたします。皆さま方、4番目はご存じのとおりオーストラリアでは、今年中に16歳未満のSNS利用制限を提起しております。学校としても考えるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。5つ目、現在長与町ではコミュニティスクールを推進しておりますが、SNSについての問題提起はあっているのかどうか、お尋ねをいたします。

大きな2つ目といたしまして、新図書館運営につきまして、お尋ねをいたします。1つ目、去る11月11日、複合施設入札があり不落に終わりました。今後の影響と原因をお尋ねをいたします。このことにつきましては昨日全員協議会で説明がありましたが、違う観点から少し質問をさせていただきますし、また重複する点もあるかと思っておりますが、よろしく願いいたします。2つ目、開館日、休館日、開館時間につきましては、6月一般質問後、多くの住民より非難の声が聞かれました。住民の要望といたしましては、祭日の開館、閉館時間の延長が多く聞かれました。再度お尋ねをいたします。3つ目、今回の建設におきましては、複合施設の建物であります。個々の事業形態は全く違うと考えています。個々に独立した発想が見られません。例えば入口を工夫するなど発想の転換を図るお気持ちはないのか、お尋ねをいたします。4つ目、フードコートの詳細な考え方はいかがでしょうか。5つ目、現状の建設費を省き、年間管理費は約1億円と想定をされていますが、収入についての考えはないのか、お尋ねをいたします。6つ目、住民サービスを考えると管理公社の運営では厳しいと思っておりますが、いかがでしょうか。以上2点について質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは竹中議員のご質問にお答えをいたします。なお1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方から2番目のご質問にお答えをいたします。まず2番目1点目でございます。新図書館運営について、複合

施設の入札における不落の影響と原因についてのご質問でございます。新図書館等複合施設建設工事（建設）の入札につきましては、制限付一般競争入札の方法で実施をいたしまして、5つの共同企業体からの参加申請がございましたが、そのうち2者が事前辞退をされ、3者が入札に参加をしていただきました。入札の結果につきましては、予定価格に達しなかったため入札不落という結果でございます。現在、入札参加者に提出をいただいた工事費内訳書やヒアリングを基に、入札結果の検証および積算価格の見直し等を行っているところではございますが、今後の影響といたしましては、当初想定しておりました予算額を超過することとなりますので、財政シミュレーションの見直しや開館までのスケジュールなどにつきまして検証を行っているところでございます。予算の増額につきましては、基金の取り崩しや起債の増額などにより対応可能であると試算を行っております。また、開館までのスケジュールにつきましては、再度公告入札までに必要な期間等を考慮いたしますと、工事開始時期が当初の予定からおおよそ3カ月ほど遅れることが見込まれますが、従来から少し余裕を持たせたスケジュールを組んでおりましたので、工期および引越し作業期間の見直しによりまして調整が可能ではないかと考えておまして、開館予定日は当初の計画どおり令和9年4月と影響のないものと考えております。入札不落となった原因につきましてでございますが、建築資材等におきまして町が刊行物価格や業者見積りを基に行った積算価格と入札参加者の積算価格に乖離があったことが要因でございます。今回の結果を受けまして入札参加者の積算も踏まえた上で予定価格の再設定を行うとともに、予算削減の観点から設計内容の一部見直しを行うなど、再度公告入札に向けた準備を行い複合施設の建設に向けて邁進をしてまいりたいと考えております。

2点目でございます。開館日、休館日、開館時間についてのご質問でございます。現在、開館日や開館時間等の運営に係る検討につきましては、図書館、健康センターの所管課を中心に協議を進めているところでございます。町民の皆さまからのご意見も踏まえ多くの方が利用しやすいように、図書館や交流エリアの祝日開館や閉館時間につきましても運営に係る費用と比較しながら検討をしておるところでございます。現在の検討案といたしましては、月曜日を全館休館とし、図書館と交流エリアの開館日を祝日も含めた火曜から日曜、健康センターの開館日を祝日を除く火曜から金曜と考えております。また、閉館時間につきましては、図書館と交流エリアは平日20時、土日祝日は17時、健康センターは、平日17時で調整を進めておるところでございます。

3点目でございます。複合施設の事業形態は全く違うと考えており、入口を工夫するなど発想の転換を図る気持ちはないのかというお尋ねでございます。複合施設の基本機能といたしましては、図書館機能、健康センター機能、交流機能が挙げられますが、ご指摘のとおりそれぞれ事業形態が異なりますので、施設運営におきましても開館時間等にエリアごとの相違が出てまいるところでございます。また一方で当施設を複合して整備することとした理由としては、機能の融合による事業への相乗効果を図ることやスベ

ースの共有化を行うことで、整備、管理に係る費用を抑えるという狙いがございます。現在、図書館と交流エリアの開館日、そして閉館時間を合わせることを検討しております。町民の皆さまにとりましても利用しやすい施設となるよう協議を進めているところでございます。各エリアが本来の機能を果たしながら他のエリアを目的に訪れた利用者も、相互に利用できるような垣根のない施設を目指してまいっております。4点目のフードコートの詳細な考え方についてのお尋ねでございます。施設1階南側入口付近には、カフェスペースを約36平方メートル整備し、民間事業者への貸し出しを行うこととしておりますが、貸し出しの要件や賃料の設定につきまして、近隣の状況などを参考にしながら調査、検討を行っておるところでございます。エントランスホール内は、テーブルや椅子を多数設け飲食可能なエリアといたしますので、カフェ内で購入したものの飲食の他、新聞、雑誌の閲覧をはじめ学習スペースやミーティングなど、住民の皆さまが思い思いに過ごせる場所となることも想定をしておるところでございます。5点目の収益についてのご質問でございます。まず、開館後に必要な管理、運営費用ですが、運営に携わる人員、建物の維持管理、システム運用、その他事業運営費用を含め年間約9,000万円から1億円の費用を見込んでおります。施設の収入といたしましては、多目的室、ミーティングルーム、調理室といった貸し部屋の使用料が見込まれますが、現在使用料につきまして、管理、運営費用や他施設の状況などを基に、適切な金額設定の検討を行っている段階でございます。その他カフェの賃貸料、雑誌スポンサーによる収入、太陽光発電の余剰電力による売電収入、デジタルサイネージを活用した広告収入などを想定しておりますが、管理、運営費用の負担軽減のため、管理方法の効率化による費用節減や他の収入方法の可能性についても引き続き研究をしてみたいと考えております。6点目でございます。管理公社への委託等による運営についてでございます。今回の図書館と健康センターの複合施設は、1階の健康センター部分と施設全体を健康保険課、2階の図書館部分を生涯学習課が所管として管理、運営を行う予定でございます。現在健康センターでは町職員による直営、図書館業務では長与町公共施設等管理公社への業務委託によりそれぞれ業務を行っております。新施設におきましても2階図書館部分の運営はこれまでの図書館運営の経験と実績を生かし、現状のまま長与町公共施設等管理公社への委託を継続してみたいと考えております。現在は、先ほど申し上げました開閉館の日時を含めた運営形態につきまして、利用者および公社職員共に良い形の施設となるよう協議、確認を進めている状況でございます。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、SNSの利用制限についての1点目、学校におけるSNSの利用に対する指導体制についてのご質問にお答えいたします。近年情報社会の進展によりいつでもどこ

でも誰でもインターネットやSNS等を使って情報を検索したり発信したり、コミュニケーションを取ったりすることができるようになってきました。また、個人のスマートフォンやタブレット等を持つ子どもの割合も年々増加しており、こども家庭庁が実施した令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、自分専用のスマートフォンを使っている割合は小学生で70.4%。中学生で93.0%、高校生では99.3%に達しています。それに伴いオンラインゲームやSNS等の長時間利用による生活習慣の乱れやネット依存等の心身への悪影響、また、誹謗中傷などの不適切な情報の発信やネットいじめ、著作権の侵害等、インターネットをめぐる問題の多様化、低年齢化が加速しており、子どもたちがトラブルや犯罪に巻き込まれる事例も発生しております。このような事例は決して特別なことではなく、どの子どもにも起こり得ることであると考えます。本来、情報機器やSNS等は、私たちの生活を豊かで便利にするために開発されたものです。安全で快適に活用するためには、情報モラルを含む情報活用能力が重要であり、本町の小中学校におきましては、全ての学校、全ての学年で情報モラル教育を教育課程に位置付け、インターネットやSNS等を利用する際の留意事項等をはじめ、その危険性について発達段階に応じた学習を行っております。また、学校によっては、長崎県メディア安全指導員等の外部講師を招聘し、児童生徒や保護者を対象とした講習会等を実施しているところもございます。2点目、SNSの利用制限の対策についてのご質問にお答えいたします。教育基本法には、子の教育の第一義的責任を有するのは保護者であると規定されております。また、子どもが自由に使えるスマートフォン等は、保護者が自身の責任の下に買い与えたものでございます。従いまして保護者自身がインターネットやSNS等の特性や危険性を正しく理解し、子どもたちに必要な指導を適時適切に行うことが求められます。また、実際に子どもたちがインターネットやSNS等を利用する場面は、家庭が最も多いと考えられます。そのため保護者が適切に見守りルールを作って守らせることは、被害から子どもたちを守るために必要なことであり、保護者の責務であると考えます。このことにつきましては、各学校の学校だよりや保健だより等を通じて適宜情報を発信しております。また、各学校ではPTAや学校保健委員会の取り組みの中で、子どもたちのネット依存の未然防止と自己管理能力を高めるために、メディア利用の時間を家族で制限するメディアコントロールの取り組みや保護者を対象とした研修会等の実施など、啓発活動が自主的に行われておりますので、今後も継続できますよう、教育委員会といたしましては、必要な支援を行うとともに必要な情報を発信していきたいと考えております。次に3点目のご質問、町内のSNS被害の現状およびその対処につきましてのご質問でございますが、ここでは児童生徒に限ってお答え申し上げます。町内の小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒を対象にSNS等の利用状況について調査をしたところ、小学校高学年につきましては、約61%の児童が自分のスマートフォンを持っており、そのほとんどにSNS等の利用経験があり、そのうちの44%の児童がSNS等を毎日利用していることが分かりました。中学生に

つきましては約84%の生徒が自分のスマートフォンを持っており、そのほとんどにSNS等の利用経験があり、そのうち71%の生徒がSNS等を毎日利用していることが分かりました。また、議員からのご質問と関連いたしますSNS等を利用して嫌な思いをしたり、困ったりしたことがあると回答した児童生徒が全体の約4%いることが分かりました。これは児童生徒や保護者から学校に寄せられた相談や報告ともおおむね整合しており、その内容といたしましては、長時間のゲームによる生活習慣の乱れやネット依存、携帯電話の長時間使用による多額の電話料請求、写真投稿型SNSへの誹謗中傷の書き込みや未許可の写真投稿等となっております。対処といたしましては、内容によりまして生徒指導上の問題として学校で児童生徒に対して必要な指導を行っておりますが、ご家庭に課題があるものにつきましては、保護者に対する助言を行い、家庭での指導や見守りを行っていただくなどの措置を取っております。4点目のご質問、SNSの利用制限について学校としても考えるべきではないかというご質問につきましてお答えいたします。議員がお示しのオーストラリア政府が、16歳未満のSNS利用を禁止する法案を議会に提出する方針を発表したという先日の報道につきましては、教育委員会も承知しております。アルバジーニー首相によりますと、SNSが子どもたちに与える害の軽減を目的としたものであるとのことをございました。子どもを守る視点につきましては共感するものでございますし、禁止するという施策も一定理解できます。しかし、教育委員会といたしましては、これからますます進展するデジタル社会を主体的に生きる力を子どもたちに育む必要があると考えております。特に必要とされますのが情報活用能力です。情報活用能力には2つの側面がございます。1つは情報を上手に使う力であり、もう1つはリスクに正しく対処する力です。危険であるから禁止するだけでは、どのような危険があるかということを知ることはできません。もちろんどのように対処してよいかも分かりません。つまり、リスクを先送りし無防備のままデジタル社会に送り出すことと同じであると考えております。従いまして長与町教育委員会としましては、デジタル社会をたくましく生きる子どもたちを育成するために、これまで以上に情報モラル教育の充実を図るとともに、GIGAスクール構想をさらに推進してまいります。5点目のご質問、コミュニティスクールでのSNSについての問題提起があっているのかということにつきましてお答えいたします。本町では、令和2年度より5つの小学校全てをコミュニティスクールとし、各学校に学校運営協議会を設置しております。学校運営協議会では、学校経営方針の審議や承認、その進捗状況や達成状況を審議する学校評価を行うとともに、地域の子どもたちの健やかな成長に資する協議や情報交換も行われており、地域における安全確保のための見守り活動やあいさつ運動の充実などにつながっておりますが、この協議におきましてSNSについての問題提起はあっておりません。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは再質問に入りたいと思います。今教育委員会から詳細な説明を頂きました。しかしながら、SNSにつきましては今大変大きな社会問題となっておりますね。やはり行政の長であります町長としての見解もここで一つ聞かしていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今竹中議員の方からのご質問でございますけれども、SNSというのは、インターネット上で人と交流をしたり、情報を共有したりするサービスのことでありまして、子どもたちがSNSの適切な使い方を覚えることは大事なことでありまして、長与町教育委員会におきまして、小中学校の児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図り、子どもたちの情報を上手に使う力、リスクに正しく対処する力、こういったものを育成しているところでございまして、言わばツールとしての技術をマスターすることが大切だと思っております。私は教育の基本はあくまでも生きていくための考える力、創造する力、協働の大切さを学ぶところにあり、そのためには教科書をはじめさまざまな本を読み、そして、自分の考えをまとめることが大切であると考えてありまして、インターネットの情報は、本で得た知識等々を補完するものだと考えております。本町ではGIGAスクール構想を推進しておりますが、教科書を読む、本を読む、授業でノートを使うなど、従来の学習内容を変更するものではございません。引き続き従来どおりの教育にタブレット端末を活用したICT教育を掛け合わせた教育を進めることで、デジタル社会にたくましく生きる子どもたちが育成されるものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

町長も今発言を頂きました。これにつきまして教育長がどういうふうな見解を持っておられるのか。教育長のご意見も聞かせていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

教育長。

○教育長（金崎良一君）

少しだけお時間を頂戴してよろしいでしょうか。教育基本法の前文というのがございますが、竹中議員のご質問の冒頭のところにありました我が国の教育ということも含めて、お答えをさせていただきたいというふうに思います。教育基本法前文にこのような文章がございます。「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとと

もに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とございます。教育委員会といたしましては、今ご紹介いたしました教育基本法前文に記載されている精神にのっとり、長与町の教育を推進してまいりたいというふうに考えております。また中でも子どもたちは家庭の宝、そして地域の希望、日本の未来であるというふうに捉えています。このことで学校教育を推進してまいりたいというふうに思っています。その観点からご質問いただきました内容に関連が深い情報活用能力を育成してまいります。繰り返しになりますが、情報活用能力には2つの側面がございます。1つは情報を上手に使う力であり、もう1つはリスクに正しく対処する力であると思います。このリスクに正しく対処する力につきまして、3つの例を挙げてご説明をさせていただきたいと思っております。1つ目は、先ほど議員もご指摘されました現在ニュースで多く取り上げられております匿名流動型犯罪、いわゆる闇バイトの問題でございます。これはSNSが入口になっていると考えられます。この加害者とならないような教育が必要と捉えております。2つ目は、SNS等による誹謗中傷等のいわゆるいじめ問題です。命に関わる重大事案が全国で発生しており、このようなことが本町で起きないように、この加害者および被害者とならないような教育を展開してまいります。3つ目は、SNSがきっかけと思われるいわゆる性犯罪の問題です。これも命や心に関わる事案が全国で発生しております。この被害者にも加害者にもなることがないように教育を進めてまいります。また、今ご紹介した事件に子どもたちが今後の長い人生においても加害者、被害者になることがないように、そのような姿勢を身に付けてまいりたいとも考えております。以上、情報活用能力を教育委員会、学校、家庭と連携協力しながらあらゆる教育の機会を通じて、デジタル社会をたくましく生きる子どもたちを養成するために、これまで以上に情報モラル教育の充実を図るとともに、GIGAスクール構想をさらに推進してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今、行政の長、それから教育委員会の長であられるお2人方のご意見を聞かせていただきました。ドイツで世間で言う行政と教育委員会は違うんだという考えがあるんですけど、私はやはり教育委員会それと行政が一緒になって進んでいかないと、やっぱり何事もうまくいかない。ハード面は当然予算付けがありますので教育委員会ではできないわけですから、これをやっぱり行政の長と教育長が一致した考えをお持ちになって進んでいくということは、非常に大切だと思います。今お話を聞いたところによりますと、大体お2人とも同じような共通点の中でお話をいただいたと、そのように理解いたしました。それで私も安心をいたしました。そして、昨日ありました長与町立義務教育学校設置方針ですね。これについてもこの精神にのっとり作っておられるということで、私もぜひ推進をしていただきたいと思います。SNSにつきましては理解いたしました。

が、1点のみこのことについて質問をさせていただきます。現在学校におけるSNSにおける具体的な教育の実施をされてると思うんですね。これについて少し詳細にお知らせをいただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町の小中学校では情報モラルにつきまして、道徳の時間、それから学級活動、総合的な学習の時間、また国語科や社会科、中学校の技術科において指導を行っております。小学校では各学年ですが、年間3時間から5時間程度、中学校では年間5時間から8時間程度学習を行っております。教科書のない学級活動や総合的な学習の時間におきましては、長崎県教育委員会が作成しておりますSNSノート長崎という教材がございますので、その教材の中で扱われている具体的な場面を子どもたちに提示し、その中で子どもたちがネット上においても、実生活においても、守らなければならないルールや、ネット上には嘘の情報や人をだます情報も紛れてるといった危険性などについて学ぶことができるようになっております。また先ほど教育長が申し上げましたように、外部講師を招いたメディア安全の講習会等も行っているところでございます。ただ、この情報モラルにつきましては、学校の教育だけでは、学校の指導だけでは十分ではないと考えておりますので、家庭や地域と連携しながら情報モラルについては、指導を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

その教育方針ですね、それについてはある程度、理解できました。このSNSにつきましては、今回は教育委員会の教育についての質問をさせていただいたんですが、私たちの近くにもいろんな問題が起きてるんですね。私はちょっと今非常に不愉快な感じをしているのが1件だけある。これは1つちょっとここで披露させていただきたいと思えますけどね。ある投稿者がある会社に対してお客様がお帰りになるときに、みんな総出でお客様の会社の方に出て社員が頭を下げたと、これについてやくざの映画みたいだと、そういう投稿をされた方がいらっしゃると聞きました。私も26歳で会社を独立してつくりまして、私たちの会社の理念といたしまして、「お客様いらっしやませ」「ありがとうございました」と感謝を込めて、いる従業員は皆さん表に出てごあいさつをしたと。これは私は当然のことだと思うんですね。しかし、これをやはり面白おかしくされたんだろうと思うんですけど、これを投稿の中で反社会的な組織の方と同一に見られるというのは、非常に私としては私の会社の理念、今までやってきた40年間の仕事の中で、非常に不愉快な感じがいたしました。投稿された方はいろんな環境の方でされたんでしょうけど、悪気があったのかどうか分からないけど、しかし人を傷つけるというの

は、そういうことで出てくるということですので、これについては子どものときからよく教育をされて、今回の場合は教育委員会への質問でございますので、これについての深掘りはいたしませんけど、皆さん十分に子どもたちのために、日本の歴史を守るために努力をいただきたいとそうに思います。それともう一つ付け加えておきますけど、このオーストラリアの今回の議案につきましては、この教育の指針については制限していません。要はですね。それはやはり先ほど町長、教育長おっしゃったようにその推進はやってます。ただ、いろんな問題点があったときの制限ということで、それを処罰化するという規定があつてみたいですね。これは私も今年6月ぐらいからこれをずっと追ってきたんですけど、最終的にそういう話になつてるようでございます。一応参考までに申し上げました。

それでは2番目の図書館につきましては、私もずっとこの図書館の運営、建設についていろんな形で携わって、いろんな研究をさせていただいてるわけでございますけど。この開館時間、開館日、これにつきましては先ほど少し私が前回申し上げたときよりも譲歩をされていると。祭日の要は結局閉館でありますとか、それから閉館時間が20時ということであれば少しはいいと思うんですけど、それでも今の長与町の実態を見ますと、昼間人口がこういう違う要は町ですので、お帰りになってくる、長与の方にお帰りになる時間というのが、これはJRを見ていただければ分かりますけど、大体7時半ぐらいなんですね。19時半ぐらいに大体お帰りになってる。そこで今度は図書館にそのまま走っていかれるにしても、そこで本を見たり探したりというのが果たして可能であるかなということなんですね。この図書館建設にしましては、私が知ってる限りは前アンケートでは住民の約4%ぐらいの方が賛成をされておりましたね。しかし今少しは増えてるようですけども、もちろんあつたに越したことはないわけですから、これはぜひ推進をしていただきたいと思いますが、これをやはり私の個人の希望としましては、話を聞いた中で私が考えたことは、基本的にはメンテナンスをする以外の日程は日にちは、全部私は開けていただいた方がいいと思うんですね。もう全日、要は1年中無休ですね。そして閉館時間はやはり9時まででは必要だと思います。7時半に先ほど言ったように帰ってくるとして、8時ということで果たしてこの利用ができるのかということなんですね。これについて再度、やりますじゃなくて検討していただくことができるかどうか、お尋ねを先にします。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ただ今いろんな皆さまのお声を考慮しながら、開館時間、開館日につきましては、検討しているところでございます。現行でおきますと8時までというラインでちょっと調整をしているところでございますけれども、やはり維持管理費っていう観点もございまして、そういう点も含めながら今後検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

あまり回答になってないような回答ですけどね。基本的にももちろんその状況は分かりますよ。しかしながらせつかく立派なものを造るんだから、なるべく多くの方に利用していただきたいというのが本音なんですね、要はね。それに一応関連しましてこの少しランダムな話に行くわけですけど、要は図書館の運営を生涯学習課ということは、管理公社に委託するというような形になると思うんですけどね。この時間帯にしても、この管理公社の時間体制で体制ができるのかというのは、なかなか私は難しいと思うんですね。ですからこれを9時までにするということになるとうと2交代制にしたり、いろんな経費ももちろん出てくるでしょう。それでも利用者のことを考えると時間的な問題、それとあと管理公社でできるかどうかというのは、もう1回検討すべきだと思うんですね、要はね。指定管理制度というのがありますけど、指定管理で受けてこられる業者がいるかどうかというのは、私分かりませんがね。やはりそういう対外的な民間の活用もある程度考えていただければなど、そのように思っています。図書館については、その程度なんですけど、実は複合施設の入札について少し深掘りをさせていただきたいと、そのように思います。複合施設の入札につきましては、昨日全員協議会で町長の申し出ということで説明がございましたけど、重複してお尋ねするのもなんでございますけど、私は常にもう11月12日の日に、この告知をしておりますので、それについて質問をせざるを得ないんですね。だから昨日あまり質問出たら困るなと思いつつ、よく聞いてもらったわけですが、内容について少し質問をさせていただきます。まず1つ目の不落の原因は検証されているのかということで、お答えを頂きたい。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

入札不落となった原因につきましては、建築資材等におきましては、流通価格にもかなりの幅がございます。町が刊行物価格や業者見積りを基に行った積算価格と入札参加者の積算価格に乖離があり、現在の市場の動向がつかみ切れていなかったことが主な要因でございます。また、事業者におきましては、手持ちの工事の状況によっては、技術者の不足などを理由に参加を見合わせるケースもございましたので、近年、建設業界において人材確保が課題となっていることも要因であると考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは少し深掘りするというので、今回の公募型制限付公募型の入札であったわけですけど、インターネットを見る限りでは、予定価格は非公表とされてましたね。こ

これは次のことがあるから数字を出せないということは理解できます。しかしながらこの3社の価格は予定価格に対して金額は出せないでしょうけど、パーセンテージがどれくらい、この3社のオーバーのパーセンテージが分かったら教えていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

予定価格に対して1番目に近かった事業者とは、約8%の乖離がございました。また、2番目に予定価格に近かった事業者とは、約24%の乖離がございました。3番目の事業者につきましては、約40%乖離がございましたが、こちらにつきましては人的確保など事業者の事情もあるものと分析をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

参考までにちょっとお尋ねいたしますけど、今、県の経審と申しますか、AランクとかBランクとかありますよね。今回入札に参加されるのは、多分Aランクの方だと思うんですけど、これの大体総合点数というのはどれくらいなのか、管財課が分かれば教えていただきたい。各社の入札をされたところと辞退をされた5社ですね。これについて分かる範囲教えていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

こちらの方、県の方でも公表総合評定値ということで公表されておりますけれども、5者、1番低いところで1,047点、1番高いところで1,324点でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そうしますと先ほど3社の価格が大体8%、それから次が24%、次40%、想定内で大体はじめの話ですと22から23億円という話だったですから、この8億円ということになると大体私たちの想定では約1億円ぐらいオーバーしてるなど。そして、この次の24%が大体3億円ぐらいですね。40%だと約5億円ぐらいオーバーしてる。非常にこの数字っていうのは、びっくりするような数字ですね。通常の入札に値する金額ということに対しては、こんな雑な数字が出てくるというのは、私も初めて見ました。8%の一番安いところを出したところにおいては、通常の私の知識では10%以内であれば要は随意契約、話し合いによる随意契約ができるというふうに私は理解しておりますけど、今回はそれを使われなかったのかどうか、それについてお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

不落随意契約につきましては、再度入札する時間がないときなどに行う手法であると捉えております。今回は不落随契については、実施しない方針としておりました。今後、再度公告入札の実施に当たっては、入札不落の結果であった場合、工事の開始の遅れと開館時間への影響の大きさなどを勘案し、公告内容の見直しや不落随意契約につきましても検討をしたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それと予定価格というのは、私たちの素人の考えでいきますと、設計をされたのがこれパイロットなるとか言われたですね。東京、関東の方ですね。プロポーザルで落札をされたと。これはもう私はプロポーザルのときからの構想案をちょっと読みましたけど、非常に楽観的なふれあいの交差点であるとか、陸橋をかけるとか、全く全然関係ないような文章が載ったことをちょっと記憶しとるんですね。ですからこの設計をですね、設計価格は設計を基に算出をされると。それに行政がいろんな諸手当、諸経費を加えて予定価格を作るというふうに私たちは思うんですね。これが適正な予算に似合った設計であったのか。また設計価格であったのか、これについてはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

適正な予算に合った設計であったのかということにつきまして、お答えいたします。予定価格につきましては、設計者と協議を行いながら過大な積算とならないよう積み上げ、金額を設定してまいりました。こちらにつきましては結果として入札参加者の積算と乖離が起きているという状況、こういう結果となった状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

このプロポーザルにてスターパイロットっていう方が採用され、落札するわけですね。そして落札できない価格であれば、これ設計者に責任はないのか。行政職の方ははっきり言ってそういう専門職の方が長与町はいらっしゃらないですよ。設計の一級建築士を持った方もいらっしゃらないし、根本的におかしいのは、うちの行政おかしいのは、専門職が全然違うところに配置されたり、要は一般職がその専門職のところに行ったりという、少し場所によって少し変形をされてると思うんですけど、落札ができない価格であれば設計者の責任はないのか。また関東と長崎では、入札能力に大変なやっばり差がありますね。これを地元を熟知していない設計をされたために、要は私は今回は不落にな

ったと思ってるんですね。この辺についてはいかが考えてらっしゃいますか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

設計者におきましても地元の協力業者と協力して見積徴収などを行い、町と協議しながら積算を行ってきたところでございます。見積価格におきましては市場の動向を加味した積算の指示を町が出しております、また最終的に決裁をしたのは町でございますので、こちらにつきまして設計者のミスとは捉えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私はこの質問は、やっぱり設計者に責任があると思ってるんですよ。それでこの質問やってるんですね、要はね。行政職の方もそれはもちろん責任ありますよ。しかしながら実際にその行政職はさっき申し上げたように、専門的に設計図なんて書けないわけですね。そうすると参考になるのは、あくまでも設計者が作った設計価格ということになるわけですね。そしたらこのプロポーザルにあった今回ZEBを使った耐火木材であるとか、特殊な工法ですね。これを使った中で要は何ていうんですか、向こうの申し入れでそれが採用されたということなんですね。この特殊なものがあれば、これはもう長崎あたりではこれを調達するというのはなかなか難しいですよ。そうすると価格は落ちない。そしたら次においてもやはりこれは落ちないという可能性がありますね、要はね。今回昨日の話では、要は債務負担行為の臨時議会を、昨日のお話では12月後半かもしくは1月にされるということだったですね。それはそこで明言されてるわけですから、1月明けぐらいに多分されるだろうと私は予測しております。しかし、この金額が要は果たしてこの数字が出せるのか、出せないかということは、非常に疑問なんですよ。この設計事務所の方は、このZEBを使った要は建物を造られたことがあるのかどうか。私の調べた中では多分ないだろうと。そして、構想だけは持っておられるけど、実際に造った経験はないと私は思ってますけど、それはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

経験につきましては、事業者自体は経験がございませんが、関連企業の方に実績があるというふうにお聞きしております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

要はですね、私が申し上げたいのは、そこが実績ないんですよ、調べた中でね。関

連企業はあるかという話をされましたけど、やっぱりプロポーザルの選定のときかなりの無理があったということなんです。しかし契約をして設計を済んでますから、その先を進まないといけないということは私もよく分かってます。そこで今度は監理というのが出てきますよね、要はね。監理に対しては、通常では意図伝達制度というのがありますね。これは随意契約をするわけですね。これは何%かではっきり僕も覚えておりませんが。そうすると関東からわざわざ出てきて、そして監理をする。これはもうモニターではできませんから、要はね。やっぱり目視をして悪い所をずっと監理するというものですから、目視ではできない。そうするとこの人たちは当然東京から飛行機に乗って、経費をかけて1年半長与町に住んでいただくか、そういう形になると思うんですね。そうすると簡単に考えるとこれだけで約1,000万円ぐらいかかりますよ。そういう無駄をしないで、実際に要は地元、今広域でやっている長崎、時津、長与町、この3者の中で監理を任せるということは、私は重要なことになると思うふうに思います。経費の面からいってもですね。そしてすぐ対応ができる。そして関東から来られた方たちは、長与町のことをプロポーザルを見てる限りは全然熟知されていない。ですからそれについては、そういう必要がある、地元の業者を使うということは考えられますか。それについてお答えいただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

工事監理につきましては、設計者が設計意図の伝達を行う意図伝達業務と工事と設計図書との照合および進捗状況の確認などを行う工事監理業務の2つに分かれております。工事監理業務につきましては、地元事業者を含む共同企業体による実施を検討しております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

その辺は十分にやっぱり地元業者ですね。広域でやった時津、長与、長崎の方、業者もプロポーザルでも41社応募されたわけですから、その中にもたくさんいらっしゃったと思いますよね。ですからそういうものをよく考慮して、地元業者育成ということも考えながらやっていただきたいと思いますね。それと最後になりましたけど、昨日もちよつと質問が出ておりましたけど、2回目不落になったらどうするんだというお話が出てましたね。ですからこれを防ぐためにもやはり十分に検討をされて、債務負担行為を1月後半と言われたけど、私はもっと延ばしてもいいと思うんですよ。少し遅れてもいいと思います。そして十分にやはり検討をして、これ住民のお金ですからね、要はね。皆さんたちが出した個人のお金じゃありませんので、その辺は十分に検討して、それはもう少し遅れるのは私は出来上がりが竣工がいつということじゃなくて、要は中身を充

実して、そして皆さんが納得できるような建物を建てていただきたい。それを要望して終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時36分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、八木亮三議員の①潮井崎公園キャンプ場条例および潮井崎キャンプ場について、②町管理の道路の問題箇所についての質問を同時に許します。

5番、八木亮三議員。

○5番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。まず大きな1番、潮井崎公園キャンプ場条例および潮井崎キャンプ場について。令和4年第4回定例会で可決され、令和5年4月1日より施行された潮井崎キャンプ場条例によって、正式にキャンプ場と位置付けられ、同時に有料化された潮井崎キャンプ場ですが、令和5年度の利用率収入決算額から判断しますと、利用者は無料だった頃よりも減少していると推察されます。キャンプ場設置の目的を同条例の第2条で「町民や観光客が健康及び福祉の増進を図ること」としてありますが、実際には増進ではなく減退させているということになるかと思えます。そもそも、同条例の審査の際の所管課の答弁はずさんと言わざるを得ないものであったこと、また、有料化の理由や根拠としたアンケートの内容、結果も、有料化という結論ありきであったことが、その後の町の対応などから伺え、長与町は憲法に定められた自治立法権に基づく自主法である条例というものの重さと、制定に当たっての議会、議員による審査、質疑を軽視しているのではないかと感じます。この件を基に、潮井崎キャンプ場についておよび本町の条例提案と答弁の姿勢について、以下質問いたします。（1）前述の第2条中の設置目的について、令和4年第4回定例会本会議での同僚議員の質疑において、担当課長から条文と相反する答弁がなされました。また、同答弁において平成31年の利用者を1,124組との説明がありましたが、令和6年第3回定例会本会議での私の質疑に対し、当該答弁は申請の数であって、実際の利用者は把握していないという、全く意味合いが異なる答弁がなされており、これらは住民に権利義務等を課す自主法である条例制定の重大性および議会への説明責任、いずれをも本町が軽視している表れであり、執行部の答弁に一定の信頼を置き、議案を審査している立場として極めて遺憾であります。今後、執行部には答弁全般において正確性、信頼性の向上を求めたいと思えます。町長の認識と今後の改善等の考えを伺います。（2）潮井崎公園の有料化の理由の一つが、施設の維持運営に係る経費を少しでも回収するためであったはずですが、有料化に当たり導入した年間約20万円、これの5年間のリース費用がかかる

券売機は、私がこの夏2度施設を利用した際、1度は使われてもおらず必要性を全く感じないものでありました。年間約70万円しか利用料収入がない中で、その約28%に当たる額を不要なものに使用するのでは本末転倒だと考えます。早急に見直すべきではないでしょうか、伺います。(3) 管理棟内の温水シャワーが故障した状態が数カ月以上続いており、10月1日に所管課に確認しましたところ、改修するめどもついておらず、廃止する可能性もあるとのことでした。有料化に当たっての町のアンケートには「サービスの維持向上には有料化もやむを得ない」を選択肢としており65%がこちらに回答した、それを有料化の根拠としながら、有料化後にサービスがむしろ低下していることは不誠実であり、早急に対処すべきと考えますがどうでしょうか。(4) 有料化の根拠としたサービスの向上が実現しておらず、利用者も減少しているという実情に鑑み、再無料化または最低でも料金設定の見直し、価格の改定または町民、障害者等への減免などを行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

大きな2番。町管理の町内道路、歩道の危険箇所、問題箇所について改善を求め、以下質問いたします。(1) 長与中央線から三彩橋へ向かう交差点の岡郷方面から来て時津方面に右折する車に対向の直進車が多い場合に右折できず、赤信号になってから複数台右折することで、青信号となった側、時津町側からの方ですね、こちらの車の直進や右折が妨害されるケースがよく見受けられます。事故、渋滞、またトラブル防止のために信号を時差式とするよう警察と協議できないでしょうか。(2) 町内道路各所に車の通過時に騒音が発生するグレーチングが多数見受けられます。昼夜問わず頻りにカンカンという騒音が発生することは、近隣住民にとって転居を考えざるを得ないほどの事態であり、住み続けたい町を目指す本町にとって重大な問題だということを町が認識し、能動的に調査発見して即時対応すべきと考えますが、どうでしょうか。(3) 町内の歩道上で、点字ブロックの破損が複数箇所見受けられます。点字ブロックは目の不自由な方にとって生活に欠かせないものであり、合理的配慮の観点からも定期的に状態を確認し随時補修すべきではないかと思えます。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、八木議員の質問にお答えをしてみたいです。まず1番目、大きな問題ですね、潮井崎公園キャンプ場条例および潮井崎キャンプ場について。1点目の議会答弁全般における町長の認識と今後の改善策についてということでございます。これまでも議会におきまして、執行部一同真摯に向き合い、正確で分かりやすい答弁を心がけてまいりました。今回ご指摘がございました件につきましては、本来の質疑の趣旨に対して的確な説明になっていない部分があり、答弁がかみ合っていないところもあったかと思っております。執行部といたしましては、正確で分かりやすい答弁を行うことは重要であると考えておりますので、改めて議会での発言につきましては、議会と執行部との

齟齬が生じないように、引き続き対応してまいりたいと考えております。なお、職員につきましては、毎年さまざまな研修を通して研さんを積んでおりますが、今年度の研修メニューの1つとして、議会对応を行う職員を対象とした研修も予定しておりますので、このような研修を活用しながら、正確で分かりやすい答弁に努めてまいりたいと考えております。続きまして、2点目の券売機についてのご質問でございました。この潮井崎キャンプ場における管理人業務としましては、施設利用に関する受付、許可、案内といった管理人室での業務だけではなく、交流館内の清掃や点検の他、キャンプ場内の除草、散水業務やキャンプ場内外の清掃業務も含まれております。このため、管理人室に在室している時間が他の施設の管理人業務と比較すると短く、委託先であった長与・時津シルバー人材センターからは、管理面や防犯面の観点から現金の取り扱いが伴う業務が追加されていることへの懸念が示されておりました。対策といたしまして、直営化や管理人の増員などさまざまな検討を行った結果、券売機を導入することが最も効果的であるとの判断に至った経緯がございます。本町としましても、管理面および防犯面からも必要な設備であるとの認識に変わりはありません。3点目の温水シャワーについてのご質問でございます。温水シャワーに関しましては、故障確認後に業者と立ち会いをしたところ、修繕が困難であるとの見立てであったことから、更新も含めて検討する必要があると考えておりました。しかしながら、さらに複数の業者にも確認をお願いしたところ、修繕対応が可能と考えられるとの回答があったことから、発注を視野に入れた検討を現在しております。4点目の料金設定の見直しについてのご質問でございます。有料化以前におきましては、歳出に占める歳入の割合が1%以下という状態が続いており、本町としては考え直すべき状況にあると捉えておりました。このため、サービスの維持、向上を図るためにも、受益者負担の観点から、利用者に一定の負担をお願いする必要があるものと考え、有料化の判断に至ったわけでございます。現在におきましてもこの考え方に変わりはなく、利用者の皆さん方には一定のご負担をお願いする必要があると考えております。ご指摘の料金設定の見直しに関しましては、近隣の類似施設の料金体系などを踏まえますと、割高であるとは言えないところから、現時点での使用料の改定を行うことは考えておりませんが、議員ご提案の町民、障害者等への減免につきましては、今後も検討をしてまいりたいと考えております。また、利用者の声や近隣施設の状況などの情報収集を図りながら、皆さまにご利用いただける魅力ある施設となるように努めてまいりたいと考えております。

それから、大きな2番目でございます。町管理の道路の問題箇所についてということで、1点目が時差式信号機についてのお尋ねでございます。議員ご指摘の箇所への時差式信号機の導入につきましては、令和5年3月にも警察へ要望があり、交通量調査が実施されておるところでございます。当時の警察の主な回答といたしましては、ピーク時間帯に起こるべくして起きている渋滞であり、信号サイクルを部分的に変更しても、主要道路で新たな交通渋滞が発生する可能性が高いなどの理由によりまして、導入が見送

られていたとのごさいます。しかしながら、交通需要は宅地造成などにより変化をしていくことから、本町といたしましても、今後とも要望を行ってまいりたいと考えております。2点目でございます。グレーチングの騒音についてのお尋ねでございます。グレーチングの騒音箇所につきましては、町で行う道路パトロールの他、自治会長や長与町公式LINE等を通じまして町民の皆さまから頂いているご連絡により随時修繕対応を行っております。修繕方法といたしましては、グレーチングのボルト固定や側溝破損箇所の補修、コンクリートふたへの変更や暗渠化など立地条件等も勘案しながら対応を行っているところでございます。ご指摘のとおり、昼夜を問わず頻繁に発生する騒音は近隣住民にとっても大きなストレスとなることから、町としても道路パトロール等を通じまして、能動的な調査、対応に努めてまいりたいと考えております。3点目の点字ブロックの破損についてのご質問でございます。点字ブロックの機能を十分に発揮させるためには、摩耗や破損等の損傷を日常点検により確認するとともに、機能を維持するための保守が大切となってまいります。現在、町では道路パトロールや町民からの通報等により、点字ブロックの破損箇所の把握と修繕対応を行っているところでございます。ご指摘のとおり、点字ブロックは視覚障害者に必要不可欠なものであることから、まずは点字ブロックの一斉点検により情報収集を行い、計画的な修繕と定期点検の実施に努め、視覚障害者が安心して利用できる歩行空間の整備に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

では、再質問に入らせていただきます。まず大きな1番の（1）ですが、通告書でも申し上げたとおりですが、我々議会は執行部の皆さんの答弁を一定信頼して、予算決算やその他全ての議案審査を行っているわけですけれども、今回のような事実と異なると思われるような答弁をされては、やはり今後は口頭だけではなく、逐一それを裏付ける資料、公文書等を求めざるを得なくなってくる。そうなってくると、お互い非常に手間といたしましうか、大変になってくると思うので、当然必要なものは求めてもいきますし、提出もいただきたいんですが、そうならないようにぜひ執行部の皆さんも答弁のそういう正確性、信頼性を高めていただきたいと思っております。先週の全員協議会においても、高田南土地地区画整理事業、事業費が増額になるという説明の際に、人件費と資材高騰が理由であるのであれば、具体的なその単価、人件費が何%、資材が何%、それがこのぐらいの量でこの額になる、そういう詳細があるんですかと言ったら、資料を持ち合わせていらっしやらない。これは昨日の全員協議会で一定それに当たるものを出していただきはしましたが、本来民間の企業であれば、事業を担当しているところが1億4,000万円追加したいけれども、発注先とかが人件費、資材が上がってるからと言っていると、具体的な単価はないですというのでは、会社の決裁は絶対通らないと思

うんですね。同様に、先ほどのキャンプ場の答弁もですが、民間企業で、例えば新規事業を行いたいということで会社にプレゼンをする場合に、昨年の利用者が何人だったのでこのぐらいの収益が見込めますよと説明して仮に決裁を取った企画が、その後見込みが違って、その理由をもし会社に聞かれた時に、あれは利用者の数じゃなくて予約者の数で、実際の利用者もっと少なかったですってというようなことを言ったら、もう非常に大きな責任問題だと思うんですね。総合計画でも、長与町は経営感覚のある行政運営とうたってますが、正直なところ、こういったところについては、やはり民間とは全く感覚がかけ離れたお役所仕事といいたいでしょうか、そういうふうを感じざるを得ない。ただし、民間事業者であれば、決裁が下りないようなそういう説明や答弁でも、深く追及せずに言うなら仕方ないというような感じで、我々議員が可決、認定してきた面もあるのではないかと感じておまして、その点は、皆さんだけの責任ではなく私も反省をし、少しでも無駄な事業や予算を削って住民サービスの向上をさせるという議員の職責を改めて自覚して、厳しく審査に当たらなければならないと感じておるところで、そのためにも答弁等には正確性を求めたい。1番目の質問は、町の認識ですので先ほどご答弁いただいたとおりで理解いたしました。研修を職員に行われているということで、その中で議会対応、特に対応される理事者の皆さんについてだと思いますが、そういったことも取り入れられるというようなことだったと思うので、要望といいたいでしょうか、今申し上げた「民間企業だったら」そういう視点をぜひ取り入れていただきたいこと。それから、重複しますが、何を聞かれても答えられるような、数字であればその根拠であったり、そういうものを必ず用意しておいて審査に臨んでいただきたいということ。それから条例案の審査であれば、当然ながら条文の意味や必要性、効果、そういうものを確実に説明いただけること、こういったものを議会対応の職員の方の責務として研修等取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

ありがとうございます。一応ですね、今年度の研修のメニューとして、今申し上げた議会対応する職員に対しての研修を予定しておりますが、一応対象として、今、各委員会も含めて説明をするような職員でありますので、係長以上の職員を対象に今議員おっしゃられたような点も踏まえながら研修を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。ぜひよろしくお願いいたします。（1）については終わります。（2）ですが、券売機ですね、これ9月の定例会でもちょっとしつこく聞きましたが、実際に

先ほどのとおり私この夏に2回利用して、どう考えても不要だと思うんですね。先ほどのようなご答弁であれば、管理防犯の面から最も効果的で今後も使いたいというようなことだったと思うんですけど、管理人の方が管理棟にいない時間も多、それは理解できます。ただですね、これ券売機というのが、建物の外にある自販機のようなものかと例えばイメージされてる町民の方もいらっしゃると思うんですけど、ではなくて、建物の中にあつて、管理人の指示に従って購入して、今ここの目の前で購入した券を管理人に渡すと。つまり現金を受け渡すの間に券売機が挟まってるだけで、全く私は必要性を感じない。で、現に2回使ったうち1回は直接現金くださいということで券売機に触りもしなかった。これはどう考えても必要性がないと思うんですね。これ、現金を管理するという意味であればもちろんその機能はあると思うんです。それだったら金庫でいいと思うんですよ。別に現金預かって金庫にしまう。例えば年間で70万円しか収入がない、これを1年分ためて別に集金に行くわけじゃないです。1カ月後とか1週間後とか知らないですけど。ですので、現金をそんなに何十万、何万円も保管しておく期間自体がそんなにならないうち、年間20万円その管理に使うっていうのは、これはもう私から言うと経営感覚どころかも普通の金銭感覚としてもどうかと思うんですね。ちょっと調べると、金庫、普通の耐火金庫、125キロぐらいあつて持ち運べないような、これを新品で買っても10万円ぐらいで、10万円もしないですね、すいません5万円ぐらいだったかな。いずれにしてもそのぐらいで売ってるわけですよ。これで管理すれば、全くあんまり変わらないんじゃないかと思うんですね。年間20万円というのを皆さんがどう捉えられてるか分からないんですが、特に土木管理課の方なんかは1,000万円とか何億円っていう契約を日常的にされてるといふのもあるかと思うんですが、たとえもう10万円、1万円、1,000円だろうと、必要のないものには町民の皆さんから預かってる税金は使わない、それが本来の自治体職員の考え方であるべきじゃないかと私は思うんですね。なのでこれは別に券売機だけのことを言ってるわけじゃなくて、そういう感覚がいわゆる公共事業の一番良くないところなのかな、それが出てるんじゃないかと。これでもまず、ちょっと、でもまあ券売機についてなんで聞きますが、まだやっぱり年間20万円、この先多分あと3年間リース期間ありますけど、見直さないで100万円になるまで5年間リースし続けることが合理的だと思われませんか。見直さないですか。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

町長答弁にもございましたが、あの施設につきましては、今もって私ども必要な施設であろうというふうに認識をしております。券売機をあそこに置くに当たる経緯につきましても、先ほど町長答弁の中にごございましたけど、管理人業務の受託先である長与・時津シルバー人材センターと協議をする中で、現金の取り扱いはちょっともう難しいと

いうふうな、そういった部分が出発点でございまして、そういった形で保管すると、現金を保管する、機能を補完する意味で、券売機が最もベストであろうというふうな判断の下、設置をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

委託先の方がそうしてほしいと言ったっていうのをくむというのは理解できます。ただ、申しあげましたけど使ってないんですよ、2回行ったうち1回使ってない。これはちょっと理解できないんですよ。そうであれば、必要ないということなんじゃないかと。ま、いいです、この件は。この件はっていうか、そうですね、使ってないそれ、これについてどうお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

議員がご指摘のとおり、議員、ご使用の際には券売機を通さなかったということは、やはり我々の委託先である我々が管理人に対してきちんとした共通認識を持たせることができなかったというところが反省点としてありますので、今後は必ず券売機の重要性等も説明いたしまして、券売機を使用する中で受付業務をしていただくように、今後も共通認識の下、説明を管理人の方にしていきたいと思っております。また、券売機の導入に際しては、やはりいろいろレジスターであったりとか金庫とかですね、そういったいろいろな部分について検討した中で、結局、券売機がベストであるというふうな結論に至ったんですけれども、その中で一つ、現在キャンプ場の有料化をする前から有料化しておりました展示ホールであったりとか研修室、そういったものにつきましては以前から有料化しておりましたが、その分につきましては納付書で配布しておったんですけれども、今回券売機の方に同時に使用料を処理することで、券売機で処理が可能となりましたので、納付書で処理する手間が省けるということであれば、町民の利便性にも多少一定寄与できるものではないかと、そういったところも総合的に判断いたしまして、券売機の導入に至ったところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりましたというか、もう多分繰り返しても同じだと思うんですが、今後、当然導入する時はこれがベストだと思って、ということは当然だと思うんですが、実情に鑑みて、リース期間途中であったりしても、この券売機に限らずですね、もっと効率的であったり経費もかからなかったり、見直してっていうのはしていくような姿勢は持っていたきたいとは思っております。この件については分かりました。（3）、（4）も含め

てというか、なりますが、これ有料化する時にサービスが向上するなら有料になってもいいという選択肢のアンケートに、それかサービスが低下しても無料のままがいいと。無料のままだともうサービスが低下する前提みたいになっている書き方でこれは非常に恣意的な誘導じゃないかと、これは以前も指摘しましたが。町が有料化するに当たってこうサービスが向上すると言ってる以上は、有料化した令和5年度以降、潮井崎キャンプ場はそれ以前と比べて何が向上したんですか、サービスが向上した部分、私はシャワーが使えなくなったとか、マイナスの部分しか感じてないんですが、どういうサービスが向上したんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

キャンプ場の有料化の議決を頂きまして、年度初めから有料化というふうな流れで来てるんですが、何を取り組んだかというふうなことにつきましてお答えしたいと思います。まずキャンプ広場につきまして、テントとかのペグとかが刺さりにくいとか、表面に石が出てきてるとか、そういった劣化が見受けられましたので、そちらの対策として表土の処理、ちょっと鋤き取って、また整地をし直してっていうふうなことをやっております。その他、芝の張り替えを行った他、また、これアンケートとかでも要望がございました各区分に行くまでの通路の確保といった要望もございましたので、区分の明示化に併せて、そちらの整備を実施をさせていただいております。またキャンプ道具等を運搬するキャリアワゴンを導入いたしまして、キャンプ道具、一定ですね、利用者によって利用をしていただいております。あと併せまして、令和4年度までは定休日を毎週月曜日でございましたけど、日曜日のキャンプの利用が一定数ございましたので、比較的用户が少ない水曜日へ変更をいたしております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。そうですね、私は無料の時もバーベキュー等で複数回使ったことがあってですね、この夏使って、そんなに変わってるとは感じなかったんですが、でも実際そういうことを行ったということは理解しました。あとキャリアカートは使わせていただきましたけど。先ほどのように温水のコインシャワーがもう使えなくて、長らく何か月もたつとか、そういうことを考えると、やっぱり総合的にサービスが向上したとは私はあまり感じないです。そういうことをやられたということは理解いたしました。ただ、今回キャンプ場条例を作って、町民また町外からの方の健康増進や福祉の施設として利用をしていただきたいということで、改めてといいましょうか、周知もすると、周知もするというか、当時の委員会の答弁で「この条例を制定することによって長与町にキャンプ場があるんだよ」というような周知が一定できるものと考えている」、これ当時の課

長補佐の答弁ですが、ここまではいってないと思うんですよね、実際に利用者が減ってるわけですから。これを、利用者を減ってるといいましょうか、増えない1つの理由で、これもサービスにつながるのですが、予約がメールでしかできない、基本的にはですね。これがちょっとどういうことなんだろうっていうのが感じたんですよね、改めて。この条例の審査時に同僚議員がメールでの予約ではなくウェブ予約などは考えてないかということを知ったのに対して、当時の係長が電子申請ができないか関係課と協議検討を行っていると言っているんですね。あれから2年たつわけですが、今でも予約には長与町役場の土木管理課というところにメールを送って、しかもその決裁をもらったものを紙に印刷して持ってきてくださいとなっているんですよ。今どきこんな施設は多分ないと思うんですよね、デジタル化の時代に。実際に2年前にウェブ予約できないか協議検討するといったのが今もなってませんが、早く電子申請できるようにすべきだと思いますが、今どうなっているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今議員がおっしゃられたとおりで、窓口に見えられる方と電話とメールでの申請と許可ということでやらせていただいております。ウェブにつきましては、電子申請ができないかっていう検討は引き続きやらせていただいておりますが、あそこ自体がネット環境ではございませんので、そちらのところからの整備の可能性とか、またそういった部分で何が経済的に有効なのかっていうのを、検討、研究をしているところでございます。今議員からご指摘がございましたメールでの許可につきましては、私どもの言葉足らずところがあったのかなっていうふうに思うんですが、許可書の方に許可書はPDFファイルを添付をさせていただいております。恐らく議員はそれを印刷をされて持っていかれてると思います。通常、そういうふうにされるんだろうと思うんですが、その辺検討しまして、実際、確認が取ればいいので、許可書をPDFファイルのままでも、例えばスマートフォンの画面上で管理人の方に見せていただければ確認ができるっていうふうな方向で、そういった部分の説明を返信のメールの方に一文加えさせていただいて、誤解がないようにやりとりをさせていただきたいというふうに思っているところです。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ネット環境がない、電波もつながらないですかね。普通電波が入ればインターネットは使えると思うんですけれども、ちょっとその点はちょっと置いて、メールで予約するというシステムであるがために、要するに土日は予約できないわけですよね、役場が休みなのです。これもやっぱりおかしいんじゃないかと思うんですよね。自動的にこの日に予約したら、この日に予約が入りましたっていうのがもうキャンプ場の管理棟の方

に行く。で、行けばそこで確認できる。やっぱりそのぐらいはできると思うんですね。今聞いてると、正直できない理由をおっしゃってるだけで、やろうと思えば私できると思うんですね。少なくとも、もうちょっと簡単な予約方法といいたいまいしょうか、役場にメールして、役場が開いてる時しかそれがつながらないっていうのはやっぱり改めるべきだと。これを言ってるのは当然、利用者が減ってるからであって、利用者が減ってるなら、増やす努力をすべきだと思うんですね。もう一つその利用者を増やすための一つとして、看板がない、これ一番大きいマイナスだと思うんですね。先日、長与町に結構長年お住まいの、岡郷の方じゃなくてこっちの方が潮井崎公園というのが岡郷にあると聞いてるから1回行ってみようと思って車で出かけたけども、あの目の前の国道207号を通ったけども、どこにあるのか分からなくて帰ってきたとおっしゃる方がいるんですね。私は今まで使ったことがあるので大体下り口も知ってるので、逆に気付かなかったんですが、言われてみれば一切看板がないんですね。潮井崎のバス停のところにすごいちっちゃい「ここから下り口です」ってあるんですけど、あれは多分歩行者用で、車から通ってる人からはまず見えないと思います。ですが、この方は、このキャンプ場のすぐ先にある民間の温泉施設はよく利用されてる方なんです。あそこは確かに大きく看板があって、誰がどう見ても温泉がまずあること、そしてここが下り口ですよっていうのが一目で分かる。やっぱりこれがなくて、利用が増えるわけがないって私も思ってます。有料化から2年もたつのにそれもないっていうのは、もうちょっとやっぱりこれも民間企業だったら絶対ないことだと思うんですね。一番の下り口である大堂平のバス停の向かいの入り口、あそこにその温泉施設ぐらいのサイズの、要するに普段あそこを通勤で使ってる諫早とかに住んでる方とかでも、車で通ってる時にここにキャンプ場があるんだっていうのを認識できるぐらいの看板を作るべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

看板の設置に関するご提案ありがとうございます。近年ではインターネットや車の場合はカーナビとかで情報を収集されて、目的地に向かわれるケースが多いかと思いますが、キャンプ場の位置が、入り口が分かりにくいと、分かりづらいというのであれば、議員がおっしゃる看板の設置っていうのも有効な手段であるというふうに考えております。設置に際しては、国道207号からの進入っていうふうにはなろうかなと思いますので、国道沿いに設置することが想定されるのかなというふうにも考えております。また仮に設置を行う場合、道路管理者である国道の場合長崎県で、町道であれば私どもになるんですが、そちらとの協議、またあの辺りが風光明媚な景観でございますので、景観を阻害しないような看板っていうのも一つ考えんばいかんとかんがえていうふうには思っております。これらにつきまして十分に配慮した上で、検討をしてま

いりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

条例の審査、委員会審査の際に、2年前ですね、その時に交流人口の拡大も目的であると課長がおっしゃってますよね。やっぱりそうであれば、通る人にここにキャンプ場があるんだという認識をさせるっていうことが、特にあそこを通勤で通るってことは恐らく近隣市町に住んでると思いますので、その目的からしても最初に考えるべきことだと私は思うんで、それはぜひ今おっしゃったように検討していただきたい。そして、最後に料金ですね。今のように、町民のレジャーのためでもあるでしょうけど健康増進施設だと明確にしている施設が、結局有料化によって利用者が減ってしまってるという、これはもう事実ですから、やっぱりこれを何とかする。そのためには先ほどのように周知する看板であったりというのも当然なんですけど、もう一つはやっぱり料金の見直しだと思ってるんですね。周辺と比べてそんなに高くないから、1,100円ですかね、それは変えないというのは一定理解できます。私も、当時も私反対討論でも言いましたが、有料化すること自体を反対と言っていないんですよ。ただそういう検討がなされていない、特に減免がないっていうのもありますし、そういう面が、あとは有料化の根拠がちょっと納得いかないっていうようなこともあって反対したわけですが、有料化自体はやむを得ない部分あると。ただやっぱり、利用者も減ったりしている中では、町民もしくは障害者だけでも、もしくは高齢者とか、やっぱり一定その減免っていうのはやっぱり考えるべきだと思うんですね。先ほどちょっと減免については検討、検討ですかね、協議を続けるというようなことでしたが、改めてもう1回、減免、どうでしょうね。すぐにでも、本来であればもう7年度からでもしていいぐらい、5年度の決算の数字は私はそのぐらいの数字だったと思ってるんですよ。スピード感がないっていうか、ずっと、先ほどのウェブのこともそうですけど、検討してる、協議してるってもう2年もたってる。ですから、そうじゃなくて、結果を見てすぐにでも改善、料金減免等、もう7年度からでもというぐらいのつもりで検討できないですかね。

○議長（安藤克彦議員）

建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

ご提案ありがとうございます。有料化の額につきましては、近隣の類似施設等を参考に設定しております。また議員ご提案の町民であったりとか障害者の減免につきましては、やはり当初は交流人口の拡大であったりとか、類似施設等と比較して料金設定をした中で、やはり町民についての減免というのがなされてなかったというところもあります。まして同額としておりましたけれども、議員がおっしゃるとおり余暇を楽しむ施設の中で、やはり健康増進を資する施設であるという、そういった趣旨の目的からしますと、

やはり一定減免というものについては議論をするところが必要であるというふうに考えておりますので、今後、そういった減免につきましても広く検討してまいりたいと思っております。また時期につきましては、ちょっと今のところお答えすることはできませんけれども、広く庁舎内でも議論しながら、今後方向性を決めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。その条例を賛成をされた議員もサービスが向上するなら有料化もお願いすることもしょうがないとか、言ってみれば条件を言った上で賛成されてるんですよね。実際今のようにちょっと目立ったサービスも向上してないような、利用者も減少してる中であっては、やっぱりそういう減免等ぐらいは考えても、その当時賛成した方もいや減免すべきじゃないとは言わないと私は思います、これは分かりませんが。そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

大きな2番の方に伺います。まず、交差点の信号、これは警察の方で1度、昨年ですかね、要望がどっかから上がってそういうことだったということでしたが、今ちょうど丸田と嬉里谷の所に宅地も開発されて200世帯ぐらいできる予定ということですが、そうなってくると当然あそこの交差点さらに交通量が増えると思うんですね。そういう面から、交通の状況というのは日々変わると思いますので、これについては先ほども答弁でおっしゃっていただきましたが、そういう状況の変化を見て、また警察にも必要があれば、要望を行っていただきたいと思います。これは結構です。ちょっと1点ですね、すいません、ちょっと通告のない、私の通告が細かいもんですから、ちょっとそっから外れてしまうんですが、もしお答えにならなければ結構ですが、ちょっと土木管理課の方になると思うんで伺いたいんですが、あの交差点、分かりますよね、その交差点が先週の火曜日でしたかね、午前中に集中豪雨で水がもう車道があふれて、歩道にまで水が来るぐらいだったと。そこを通った方から教えていただいたんですね。あそこは以前から交差点の前後水はけが悪いということで、私も一度相談させていただいて、岡郷側、交差点から岡郷の方はサイドに細い側溝みたいの新しく造っていただいて、以前よりは水はけがよくなってるのも私も確認してます。もう全く冠水しないってことではないようですが、結構水はけがよくなった。ただ多分その役場側、お弁当屋さんとかがある所はないですよね、まだ。あれはあそこがやっぱり水はけが悪いようですが、あれは何かこう対応する、今あそこの中央線、アスファルトとか貼り直してますけど、そういう水はけの面で改良する予定っていうのは何かあるんでしょうか。ぜひやっていただきたいんですが。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

### ○土木管理課長（山崎禎三君）

議員ご指摘の交差点ですね。あの辺り一帯につきましては、かねてより雨が強く降った時は水はけが悪い。ちょうどあそこに寄るような地形状況でございますので、排水能力を超える雨水があそこに流れ込むってということで、一時的に冠水をするというふうな状況でございました。今、議員がおっしゃられた交差点よりガソリンスタンドの方ですね、岡郷方面につきましては、そういったことに対策するために、一応何年かかけて排水構造物の増強をさせていただいております。今おっしゃられた交差点から役場の方向につきましては、私どもちょっとその辺は情報不足なところがございます、今後、そういったあそこに水がたまるとかいうふうなことでございましたら確認をさせていただいて、処置が必要であれば今後何がしか計画をするべきかなっていうふうには考えております。

### ○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

### ○5番（八木亮三議員）

分かりました。すいません、ちょっと通告になかったことで申し訳ないんですが、ぜひ、雨が降った時にでも確認していただきたいと思えます。次に（2）のグレーチングですね。こちらはこれまでも土木管理課に相談させていただいて、複数箇所、特に住宅の近い所とかは、直す必要があるとのご理解いただいて対応も何回かさせていただいてますので、町がグレーチングのこの金属騒音に対して、別に放置するような姿勢じゃないことはもちろん重々存じてます。逆にそうやって対応してくださってるということは、もう住民の生活上その騒音が重大なものであると認識してくださってるってことの意味でもあると思うんですね。ただ、やっぱりうちの近所の所が以前対応していただいたのがまた鳴り出して、やはり非常にストレスなんですよね。もう本当鳴る前から、車が走ってきたら、この車が通過したら、あの音がまた鳴るんだなって思っちゃいますよ。もうすごいノイローゼになりそうで、私みたいにこういうふうに納得いかないごとに何とかしてくれっていう声を上げるタイプの人ばかりではなくて、もう騒音がしてももうこれは仕方ないんだと思って諦める方も町民の方たくさんいると思うんですよ。その中でも、もう当然黙って、ちょっとよそに引っ越そうという方、もしかしたら町外にでも引っ越すような方もいると思うんですね。そういうところまで考えて、そういう転居するようないままでのままを放置しないで対処するのが、やっぱり役場としての役割だと私は思うわけです。ちょっとまず確認ですが、当然ああいった騒音ってというのは、設置した人の責任だと思うんですね。普通所有者といいましょうか。だからあれは少なくとも県道とかじゃなくて町道とかで町が設置した町の構築物というんですかね、何ていうんですかね、そういうものであるものは、そういう騒音が発生した場合、その責任は町にあるということでまずいいんですよ、今までも対処してもらってますから。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

騒音につきまして、排水構造物の損傷が原因だというふうな、その辺は思われますので、当然その排水構造物、構築物、議員がおっしゃった構築物ですね、そちらを設置したのが私どもであれば私どもで責任を持って対応すると、対処すると、修繕をするということでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。当然対処するためにはどこが騒音が発生するかの確認というか調査が必要だと思ひまして、先ほどのもちろんパトロール等とか通報で調査されているということですが、私がこの（2）で能動的に調査して発見すべきじゃないかと言ってるのはどういう意味かっていうと、LINEで通報窓口があると。だから通報があったら、だからその通報できるようなラインを設置することが能動的と私は思わないんですよ。こっちから見つける、そのパトロールは一つですが、ただもちろん町内の道路をパトロールっていうのは当然大変ですし、必ず1回車が通ったから音が鳴るとも、当たりどころとかにもよるんで鳴らない。あまり逆に言うと効率的じゃないと思うんですね。そこでまず一つは、案ですが、町の職員は、皆さんじゃないですが町に住んでる方が多いですし、当然通勤で町に来るわけですから、車を使う方も多い。その中で気が付いた方で、ここが車で通ったらいつも音が鳴ってるよとかいうのがあったら教えてくれと土木管理課の方が他の課の方に言って、こっちから発見する。そういうのをやるとか、もしくはそのLINEで通報っていうのも待つだけじゃなくて、例えば、広報ながよで、長与町はちょっとグレーチングの騒音する所を探してるので、あったらこのLINEで教えてくださいとかっていうのも、こっちから発見したいので教えてくださいというようなことをやるのが能動的な調査じゃないかと私は思うんですが、どうでしょうか、そういうことをやってみようと思わないですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

提案ありがとうございます。議員おっしゃるとおり町内にお住まいの職員がいらっしゃるかと思ひます。当然通勤なり買物なりっていう時に町道内を移動される機会は多くあるんだろうというふうに思っておりますので、そういった機会の時にですね、あとまた昼間に業務の中で現場に行ったりとか、約束のある方々の所に訪問したりとか、そういった移動する際とかにそういった異常箇所があればですね、情報提供いただきたいというふうなことでお願いをしたいというふうに考えてます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。ぜひやっていただきたいと思います。当然LINEとかっていうのは、町民の方から通報があれば確認してくださるということですから、例えば私が自分で車で休みの時走ってですよ、町内、ここは音が鳴るなっていうのを発見したのをチェックしていく。もしくは私がSNSなどで町民から長与町内でそういうグレーチングの音がすると教えてくださいと、そういう情報を集めたり、そういった何らかの手段で町内の騒音がするグレーチングマップみたいのを仮に作って土木管理課にお伝えすれば、対応していただけると考えてよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

もしそういうふうな資料を作っていただける、こちらに情報提供いただけるのであれば、その情報を基に現地を確認をして、当然優先順位は出てくるかと思えます。そういう修繕なり何なりの材料というふうな形でご利用をさせていただけるのであれば、そういうふうにご提供させていただきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。もちろん当然修繕は結構なお金もかかることも存じてます。そんなすぐにはできないと思いますが、特に住宅が密集している所であったり、当然音がしても周りに全く民家がないとか、逆に言うと直さなくてもいいんじゃないかと私も思います。ただ、そういうのをぜひ参考にはさせていただいて、別にそのマップ持ってきたからこれ今から全部一遍に直してくださいみたいなことは言いませんので、もしそういうのを今後も情報提供したら、ぜひ検討していただきたいということだけお願いします。そして最後、3番ですね、点字ブロック、当然町内広い範囲に敷設していて、一斉点検もしていただけるということですかね、それも理解しました。ただ、中でも私がよく目にするのは中央商店街周辺の所で、商店街、今も商店街ですかね、商店街から駅の方に向かっての歩道、中尾城公園の方に向かってはタイルのような造りになってて、点字ブロックもそうでないブロックタイルもあると。その点字ブロックではないけれども、タイルが破損していてつまずきそうなるっていうような所もあると思うんですね。これがやっぱりいわゆる黒いアスファルトで応急処置されてる所が目立つわけですけども、点字ブロックの所もそうでない所も、割れたりした所。あれがやっぱり正直見栄えがあんまり良くないと思うんですよ。せっかくああやってタイルできれいにした歩道っていうことは、当然もう何十年も前のことでしょうか、当然あそこが本町のメインストリートと

というような意識があるからこそ多分町はそうされたんだと思うんですね。それが今となつては、もう応急処置だけで済ませて、もう歯抜けとかそういう黒いところが目立っても修繕してない。これ、やっぱりあそこが修繕されてれば当然、当然つまずきはしないです。安全面ではいいんですが、メインストリートと長与町が認識してるのであれば、あのまま黒い歯抜けの所が点々と黒くあるんじゃないかと、一度やっぱりしっかり復元とか、修正して、きれいな状態を復活させることで、あそこまだ当然多くの事業者、飲食店、小売店、いらっしゃって頑張ってますから、町もこの辺りはしっかり中心街だよと認識してますよという姿勢を示す意味でも、そういう事業者を応援する意味でも、あの黒い応急処置の部分1度確認して、何らかもうちょっとその、当時のタイルがもうないかもしれませんが、何らかもっといいように補修をしていただきたいと思うんですね。どうでしょうか。それは考えられないですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

おおむね、ああいった所で破損してる箇所っていうのが、乗り入れ口ですね、車の出入口とかそういった所で、最初はひびが入って、割れて、外れてっていうふうなことで損傷していくと。それを私たちが確認したところでアスファルトで復旧をさせていただいてる。その中には、他にも埋設物関係とかでもアスファルトで復旧をしていると。そういう幾つかパターンはあるかと思えます。今議員おっしゃるあのタイルの区間につきまして、同様の製品で復旧すべきじゃないかというふうなことにしましては、さっき議員がおっしゃられたように材料自体は恐らくも手に入らないかなというのと、相当まとまった費用がかかるっていうのを想定されます。ですので、今、今後ですね、あれをグレードアップっていうか、今のタイル舗装をリニューアルするかっていうふうなことについてはちょっとお返事の方はできないかなというふうな考えてます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。もちろん当時のままとか、完全に復旧しろとは私も思いませんが、やっぱり所々、黒い所があつてっていうのは、やっぱりあんまり一言で言うと寂れたとか、きちっと整備されてないなというような印象を町外から来る方も与えるんじゃないかと思うんですね。例えば、町外から長与町で飲食店出したいなと思っても、この辺の何かあんまりきれいじゃないしと思つたら、やっぱ避けられる。でもあそこ、町がここは長与町の中心地だつていう認識を持つてるという姿勢をそういう例えば道を舗装することになり示せば、活気が戻ってくる一つの要因になるんじゃないかという意味でちょっと今回申し上げさせていただきました。できるところからでも、ちょっと検討していただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩します。

（休憩 14時10分～14時20分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、岡田義晴議員の①小中学校の特別の教科道徳について、②本町の今後の少子化対策について、③庁舎のLED化と明るさの見直しについての質問を同時に許します。

4番岡田義晴議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは一般質問よろしくお願ひいたします。今回は大枠3点ということでお願ひいたします。まず1つ目、小中学校の「特別の教科道徳」についてでございます。小中学校での道徳の時間が「特別の教科道徳」と教科化されたのは、2011年に起きた滋賀県大津市での中学生のいじめ自殺事件が大きな契機となっております。この事件以来、いじめは減少するどころか実は年々増加傾向をたどっています。さらに深刻化、複雑化するいじめ問題に対して道徳教育の充実が叫ばれるようになり、教育再生実行会議や中央教育審議会などの議論を重ねた後に、学校教育法施行規則および学習指導要領の一部改正がなされました。その後、教科書の検定と各自治体による教科書選定採択が行われ、2018年度より小学校で「特別の教科道徳」が始まりました。中学校はその後から1年後から始まります。文部科学省のいじめ認知件数の令和5年度の調査結果によれば、全国の小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、なんと73万2,568件、前年は68万1,948件で、前年度に比べ5万620件、7.4%増加となっております。ここ数年、いじめの認知件数の増加に歯止めがかからない状況です。このようなことからいじめ対策強化を求める多くの保護者や地域の方々、教育関係者から学校での道徳教育に強い期待が寄せられているのもまた事実であります。思えば文部科学省が全国で多発するいじめ問題を重く受け止めて、道徳の時間を「特別の教科道徳」と教科として格上げしたのが約6年前であります。それから道徳教育はどう取り組まれていったのか。また、子どもたちはどう強化、教え育まれてきたのか。「特別の教科道徳」は、その中心となる内容として、児童生徒の道徳性を4つの視点から分類整理をして指導を行うこととしております。1つ、主として自分自身に関わること。2つ、主として他の人との関わりに関すること。3つ、主として自然や崇高なものとの関わりに関すること。4つ、主として集団や社会との関わりに関すること。この4つでございます。そこで本町の小・中学校の道徳の授業において、この4つをどのように具体的に指導をされているかを改めてお伺ひいたします。

2つ目でございます。本町の今後の少子化対策について、2点お伺ひをいたします。

1つ目は、政府がコロナ禍と物価高騰を受けた緊急対策として、子育て世帯や低所得世帯に支給をする、合わせて4兆円余りの給付金、令和4年までの3年間について会計検査院が調べたところ、申請が不要なプッシュ型の支給の対象とならない世帯への周知にばらつきがあり、自治体によって受け取れた額に格差があったと見られていることが分かりました。申請がなくても児童手当の振り込みのために各自治体が把握している口座情報などを活用して振り込むプッシュ型でされましたが、口座情報などが未把握の世帯は申請をしないと受け取れないため、厚生労働省は各自治体にできるだけ申請漏れが出ないように郵送で個別に通知をするなど、積極的な対応を取るよう求めていました。しかし、会計検査院が任意に16の都道府県の114の自治体が行った1,026の給付事業を調べたところ、広報紙やホームページなどで周知し、個別の通知は行わないなど対応にばらつきがあり、自治体によっては受け取れた額に格差があったと見られることが分かったとしております。そこで、このような問題が本町でもあったのかどうかを伺います。2点目、こども家庭庁の2025年度予算概算要求は、一般会計と特別会計を合わせた総額で、前年度比3.8%の増の6兆4,600億円としております。児童手当の拡充と親の働き方を問わず、保育所を利用できる子ども誰でも通園の制度化に向けた費用を計上をしております。なお一般会計総額は前年度比1.8%増の4兆2,189億円となっております。政府は昨年、2024年度からの3年間で集中的に取り組む少子化対策を示した加速化プランを策定しました。その目玉事業は児童手当の拡充で、今年2024年10月分から所得制限を撤廃と高校生までの支給延長を実施しております。なお、来年2025年度分の拡充は、現時点では要求額を明示しない事項要求として計上をし、年度末までにその具体額を詰めるとしております。その他、保育士の配置基準の改善や高校教育費の負担軽減についても一部事項要求として盛り込んでおります。現在、試行事業として一部地域において実施している子ども誰でも通園制度は、来年2025年度に補助事業として制度化をし、実施自治体数を増やすとの考えのようです。そして翌2026年度には、給付型制度として実施の運びとのことですので。そこでこのような政府の少子化対策の加速化を受けて、本町は来年度からどのように取り組んでいくのか。町長の令和6年度の施政方針にも児童手当の抜本的拡充という力強い言葉も盛り込まれておりましたので、その辺りも含めてお伺いいたします。

3点目、庁舎のLED化と明るさの見直しについてです。町民の方から時々役場の玄関に入ったら照明が暗いと、ご指摘を受けることがあります。もちろんお一人お一人明るさに対する感覚は違うわけですが、貴重なご意見として受け止めております。2027年には蛍光灯の製造が終了し、電気料金の高騰さらに脱炭素に向けて政府が掲げる2030年の100%LED化目標などを受け、全国の自治体もLED化を急いでいるようです。本町も当然のことながらその準備を進めているところではありますが、改めてLED化、併せて仕事の能率を図る上での調光システムへの対応も含めてお伺いします。よろしくお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは岡田議員の質問にお答えをさせていただきます。なお1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは2番目、3番目のご質問についてお答えをいたします。2番目、1点目のご質問でございます。子育て世代および低所得世帯向け給付金に係る対応についてのご質問でございます。本町におきましても令和2年度から令和4年度に新型コロナウイルス感染症や物価高騰により影響を受けた子育て世帯および低所得世帯に向けて給付金を支給をしておるところでございます。給付金につきましては、児童手当で指定している口座に振り込む、いわゆるプッシュ型給付および受給者からの申請による申請型給付により支給を行い、プッシュ型給付の対象者には、児童手当で指定している口座に振り込みを行う旨の通知を送付をし、指定した日に振り込みを行っておるところでございます。プッシュ型給付の対象とならなかった世帯に対しましては、広報紙、町ホームページおよびSNSなどを活用し周知を図った他、町の保有する情報により支給要件を満たす可能性があることが確認できた世帯に対しましては、個別通知により申請勧奨を行っており、問題はなかったものと考えております。2点目の令和7年度からの少子化対策の取り組みについてのお尋ねでございます。国が示している子ども未来戦略の加速化プランは、児童手当の拡充、妊娠、出産時からの支援の強化などの若い世代の所得向上に向けた取り組みと全ての子ども、子育て世帯を対象とする支援の拡充として子ども誰でも通園制度の創設、保育の質の向上、多様な支援ニーズへの対応、共働き・共育ての推進に取り組むことになっておるところでございます。これに基づきまして本町では令和6年4月より子ども家庭センター、これをこども政策課内に設置をいたしまして、母子保健と児童福祉、両機能のさらなる連携強化を図るとともに、ワンストップ総合相談窓口といたしまして、この妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っておるところでございます。また、児童手当の拡充、妊娠、出産期からの支援といたしまして、出産・子育て応援給付金の支給、伴走型相談支援、多様な支援のニーズへの対応といたしまして、貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化に取り組んでまいったところでございます。令和7年度につきましては、これまで取り組んでまいりました施策につきまして、国の動向にも注視をしながら継続して取り組んでまいりたいと考えております。また国におきましては、ご案内のとおり子ども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対しまして多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加え月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付でございます。今年度は、制度の本格実施を見据えた試行的事業といたしまして令和6年9月末時点で、全国111自治体で受け入れを開始をしておる

ところでございます。また令和7年度には、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体におきまして本格実施となるなど、現在、国のこども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会におきまして、制度化、本格実施に向けたさまざまな検討がなされておるところでございます。本制度の実施に当たりましては、人員配置基準が一時預かり事業と同様の基準とされ、施設においては、新たな人員配置が必要となることが想定されております。全国的な課題であります保育士の人材不足は、本町におきましても例外ではなく、近年、各施設では人材確保に苦慮しながら、入所の受け入れを行っていただいております。このような状況を鑑み、本町といたしましては、令和7年度は引き続き保育を必要とする方の受け入れを優先的に行いながら、各園と受け入れ体制、保育士の確保につきまして協議を重ねながら令和8年度のこども誰でも通園制度の本格実施に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして大きい3番目の庁舎のLED化と明るさの見直しについてのご質問でございます。議員ご指摘のとおり2027年には蛍光灯の製造が終了をいたすところでございます。LED化により消費電力、電気料金の抑制、CO2排出量の削減効果等も期待できることから次年度以降、庁舎照明設備のLED化を計画をしておるところでございます。明るさの見直しにつきましては、LED照明器具には調光が可能な調光可能型と調光ができない非調光型がございます。役場へ来庁された町民の皆さまにご不便をおかけしないよう、また職員の仕事の効率化につながるようご提案いただいた調光システム導入等の研究を行いながら、快適で効率的な庁舎環境整備に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目のご質問につきましてお答えいたします。小中学校の「特別の教科 道徳」につきまして、特に本町の小中学校の道徳の授業における4つの視点の具体的な指導につきまして、お答えいたします。学校における道徳教育は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共により良く生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、その要となるのが「特別の教科 道徳」でございます。「特別の教科 道徳」は、道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標としております。学習指導要領では「特別の教科 道徳」において取り扱う道徳的諸価値を指導すべき内容項目として位置付け、議員がお示しのとおり児童生徒から見た対象の広がり即した4つの視点で分類整理されています。従

いまして、児童生徒が当該学年におきまして発達段階に応じた内容項目の学びを4つの視点でバランスよく学ぶとともに、小中学校9年間を通じて内容項目の学びを積み重ね深めることにより、道徳性を確かなものにするよう計画されています。そこで、本町の小中学校におきましては、各校の児童生徒の実態、教職員や保護者の願いなどから、全校あるいは学年で重点的に学習する内容項目を定め、その内容項目につきましては、児童生徒の道徳性をより確かなものとするために、教科書を中心としてさまざまな教材で指導を重ねております。また、各小中学校におきましては、それぞれ特色ある学校行事等の教育活動が展開されておりますので、それと関連の深い内容項目を同じ時期に学ぶことができるように、教科書の指導計画を意図的、計画的に入れ替えるなど、学校独自の指導計画を工夫し、児童生徒の道徳性の補充、深化、統合を図っております。教科化以降は、道徳的価値を児童生徒が自分事として捉え、それについて主体的に考え議論する道徳となるよう授業改善に努めております。また、「特別の教科 道徳」の指導は、通常年間を通して学級担任が行うものですが、本町の中学校におきましては、担任以外も授業を担当するなど各学校での工夫が見られています。さらに生徒による議論を通じて生徒の内面を知ることにより、学年職員による生徒理解を確かなものにしております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず、道徳教育についてですが、私も前職教員でしたので、特にいじめの問題では非常にちょっと心を使いました。先ほど私の質問の中でもこの「特別の教科 道徳」となった理由ということではちょっと挙げましたが、もう少し詳しくなぜこの特別な教科、道徳として教科になったのかをお示しいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

従来の道徳が「特別の教科 道徳」として教科化された背景には、議員がお示しの平成23年に起きた滋賀県大津市での中学生いじめ自殺事案がございます。このいじめ自殺事案を受けまして、道徳教育の充実が一層叫ばれるようになりました。また、もう1つの背景で従来の道徳の時間が形骸しているのではないかという点も指摘されており、それを受けまして国の教育再生実行会議および中央教育審議会等での議論を経て、「特別の教科 道徳」として格上げされたという背景でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それではこの道徳の時間が教科として教えられるようになると、要するに何がどう変わったのかっていうところを端的にお示してください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

道徳が教科化される前と後では、大きく2つの点が変わりました。まず1点目でございます。教科化される以前の道徳は、入試等に直接関わりがなく、また、通知表や指導要録等にも記入する必要がありませんでした。従って他教科と比べて軽視される傾向があり、他の学習活動に転用されるという事例も散見されました。これが教科化されたことにより、年間35時間の道徳授業が確実に行われ、そして、その評価も行われている点が大きく変わった1点目でございます。2点目は、教科化される以前は教科書がございませんでした。それにより教師の力量の差で授業の質が変わっておりました。単に読み物を読むだけで終始する授業や分かり切った建前を押しつけるだけの授業も散見されておりました。教科化され教科書が使用されることにより、全国的にある一定以上のレベルの授業が担保されるようになり、読み物、資料の登場人物の心情等を自分事として捉え、問題解決的な学習を通して考え、議論する道徳へと道徳授業の質が変わったという点が2点目でございます。まとめますと、量と質が大きく変わったということが言えます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。そうしますと教科である以上は当然教員免許が必要だと思うんですが、道徳科の教員免許ってのは、どういう免許ですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

道徳科が強化されましたが、「特別の教科 道徳」の免許状はございません。従いまして、小学校の教員免許状で小学校の道徳科を指導することが可能です。また、教科担任制の中学校におきましても中学校の各教科の教員免許状で、中学校の道徳科を指導することが可能となっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そうしますと要らないということは、極端に言うとも教員以外でも場合によって教えることができますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

子どもたちの指導に当たりますので、小中学校どちらかの教員免許状は必要となっております。ただし、道徳のこの授業の中でゲストティーチャーという形で一部お招きをして、一部指導をしていただくような形のときには、その方には免許状の必要性はございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。そうすると確認ですが、小学校では担任の先生がやるということで、中学校では教科担任制ですから誰が担当するその時点で、要するに国語、数学、理科、社会のどなたでもできるということですね、確認でよろしいですか。分かりました。続けてすいません。先ほども答弁がありました。今までの道徳の時間というのは、時として私もそうでしたが、学校行事のために使ったりやはり軽視された感はあると思うんですよね。今回道徳というのが教科となったわけですから、そういう運用でそういうことをすることはないですね、確認です。どうですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教科化される以前は、道徳の時間が体育祭や文化祭等の学校行事の準備や練習の時間に充てられるケースも少なからずございました。その点は非常に問題視されていたところでございます。しかし、教科化されたことにより教科書および各学校の年間指導計画に基づいて、年間35時間の道徳授業が確実に行われておりますので、現在は行事等の準備や練習に充てられることはございません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

一応参考までに文部科学省の令和4年度のいじめ認知件数の結果が、全国の小中学校、高校、特別支援で68万1,948件で、前年度比で6万6,597件、これは10%増となってるわけですね。これらの課題に道徳の授業が全て特効薬になるとは言いませんけども、やはり道徳教育の重要性はますます高まると思います。そこで現場の先生方、道徳を担当の先生方の道徳の授業に対する考えとか思いというのが、何か集約されているのであればお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

やはり道徳が教科化されてから道徳に対する教職員の意識は大きく向上しているというように感じております。どうすれば子どもたちの議論が深まるのかであるとか、子どもたちが偏った価値に傾いたときにどうすれば異なる立場、異なる価値に気づかせることができるかなど、教職員同士の道徳授業に対する意見交換が活発に行われるようになったという点が大きく変わっていると思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

できればそういう声、集約したものが見られるとやっぱり6年間の集大っていうか、一つの間地点で先生方のそういう声を何か形として残ってるものは、今からそういうのをしようというお考えはありますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

教職員の声を取りまとめるってところの計画はございませんが、令和2年度、3年度におきましては、高田小学校におきまして道徳科の研究発表会を行いました。その中で町内の小中学校の教員が集まって意見交換、大きな場での意見交換も行っておりますので、それが各学校の道徳授業の充実にもつながっていると思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そしたら次です。併せて道徳の授業をする中で、今度、児童生徒がいろんな考え思いが、いろんなことで変わったなというふうなことのこれまた事例というのがあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

先ほども答弁いたしましたように、従来の道徳はどちらかというと教師が分かり切った価値を子どもたちに伝えたり、読み物資料の読むことだけに終始してしまうことがあり、子どもたちにとっては受け身、受動的な授業形態であったのかなというように思います。それが教科化され、考え議論する道徳へ転換されたことにより、子どもたちが自ら問題意識を持って自ら考え、仲間と議論する能動的な授業形態に変わってきていると思います。そこで子どもたちも道徳の時間を好む児童生徒が増えてきているように思っております。また、それが全国学力学習状況調査におきまして、質問、調査の結果にも表れております。本町の小中学生の約91%が、道徳の時間が好ましいと回答しております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは本町で道徳の授業6年間ということですが、この特別な教科道徳が始まってから今日まで本町の小中学校でのいじめ認知件数というのは、どのようになっていますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町の小中学校におけるいじめの認知件数を道徳が教科化された平成30年度から見ますと、平成30年度は63件、令和元年度は40件、令和2年度は15件、令和3年度は28件、令和4年度は39件、令和5年度が51件となっております。いったん減少傾向にあったものが、直近の3年間は、再び増加傾向にあります。認知件数の少ない令和2年度はコロナ禍により、子ども同士の接触の機会が著しく減少した影響もあるため、認知件数だけを見て道徳が教科化されたことで、いじめが減少したとは言えません。しかし、学校現場では、いじめ防止対策法に基づく各学校のいじめ防止基本方針にのっとり、いじめの芽もいじめとして、いじめの積極的認知に努めております。それに伴っていじめの認知件数が多くなることもございますが、決していじめが蔓延しているわけではございません。いじめを見逃さない。いじめを許さない。教職員、子ども、保護者の目や意識が高まっている表れであるとも考えております。なお、令和5年度までに認知したいじめ事案につきましては、全て解決、解消に至っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

ここに当時平成28年、松野博一文部科学大臣が全国の教育委員会、私も読みましたけども、そこに熱いメッセージが発信されて、非常に心を打つ文言がありましたので、ちょっと紹介させていただきます。「私は特に平成30年度から全面実施となる「特別の教科 道徳」、道徳の充実がいじめの防止に向けて大変重要であると思っています。いじめられた子どもは学校に通えなくなり、心の発達に重大な支障を生じたり、尊い命が絶たれるという痛ましい事案も発生しています。いじめた子どもも法律または社会のルールに基づき責任を負わなければならない場合があるとともに、その心に大きな傷を残します。いじめのつもりはなかった。みんなもしていたからでは済みません。いじめられている子どもを見ていただだけの周囲の子どもも後悔にさいなまれます。子どもたちをいじめの加害者にも被害者にも傍観者にもしないために、いじめは許されないことを道徳教育の中でしっかりと述べるようにする必要があります」と。続いて、考え議論する道徳への転換というところでは、「道徳の授業を行う先生方には、ぜひ道徳の授業の中

でいじめに関する具体的な事例を取り上げて、児童生徒が考え議論するような授業を積極的に行っていただきたいと思います。いじめやいじめにつながる具体的な問題の場面について、例えばどのようなことがいじめになるのか。なぜいじめが起こるのか。なぜいじめをしてはいけないのか。なぜいじめてはいけないと分かっているにもかかわらず止めることができないのか。どうやっていじめを防ぐこと、解決することができるか。いじめによって生じた結果について、どのような責任を負わなくてはならないのか。といったことを自分のこととして考え、議論して学ぶことが大切であると考えます。こうした学びはいじめという問題だけでなく、道徳教育の目標である自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共に、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと、そのことにもつながるのであります。こうした取り組みは、具体的に道徳の教科化の全面実施を待たずにできることです。学校や児童生徒の実態を踏まえつつ、できるところからいじめに関して考え、議論する授業を積極的に展開していただきたいと思います」というふうなお話であります。まさに今教育委員会が先頭に立って今やっているとということでございますが、改めて、この受け止めというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

道徳が教科化され「特別の教科 道徳」となってから、小学校では7年、中学校では6年が経過しようとしております。学校および教職員、教育委員会も含めてですけれども、今議員がお示しの平成28年、当時の松野文部科学大臣が発出された大臣メッセージを改めて胸に刻んで子どもたちの指導に当たる必要があると改めて考えます。子どもたちの命と未来を守ることは、学校ならびに教育委員会の最大の責務であります。今後も「特別の教科 道徳」を要として、学校の全教育活動を通じて道徳教育および人権教育を推進し、いじめの防止、安心安全な学校づくり、学級づくりに努めてまいります。また、このことは学校だけでは解決できないかと思っておりますので、家庭、地域の教育力もお借りしながら、今後も連携、協働に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

次に本町の今後の少子化対策について再質問でございますが、まず一つ目ですね。本町は全くそういうことはないということですが、仮に給付金の申請漏れがあった場合は、どのような対応をするのかを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

もう既に給付制度の方は完了しておりますので、今現在、仮に申請をされましても、対象にはならないというふうになっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。先ほどの会計検査院の調べで高校生のみを養育する低所得世帯では39%に当たる133事業で、また公的年金受給のひとり親世帯では、35%に当たる119事業で個別の通知が行われておらず、いずれの場合も個別に通知した自治体の方が給付率がやっぱり高くなっておりました。本町はこのような個別の通知はくどのようなですけど、滞りなくなるということを再確認したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほどの町長答弁でもありましたけれども、こちらの町の方が保有する情報によって支給要件を満たす可能性があるかと確認できた世帯につきましては、個別通知書、申請の勧奨を行っております。これによりまして、申請をしていただいたということで判断しております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

その判断しておりますというのは、実際に本当にいったかどうか確認は分からないですね。いや、いってるんでしょうけども。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

各対象の世帯につきましては、個別通知を行っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

こども家庭庁による調査では、子ども1人を育てているひとり親世帯ですね。3年間で最大25万円を受け取れなかった恐れがあるケースがあると書いてあるんですけども、くどのようなですけど、本町の場合はそんなケースは起こっておりませんね。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

申請を頂いた方々につきましては、給付をしておりますので至っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

現行の児童手当支給の対象世帯の数というのは、どれくらいか。それと過去5年間で、この対象世帯の増減が分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

令和元年度が児童手当の受給世帯は3,069世帯、令和2年度が3,041世帯、令和3年度が2,917世帯、令和4年度が2,693世帯、令和5年度が2,570世帯と年々減少しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

減少している理由っていうのが、分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

まずは出生数ですね。子どもが生まれる数が年々減少しているところの一つあります。それから人口の方を見ますと、女性の人口の減少がこの5年間で864名となっております。そのうち通常妊娠適齢期と言われる女性の20歳から34歳の女性ですね。この女性が転出、この5年間で483名と約半数以上の方が転出されております。こういったこともありまして出生数が減少しているのではないかと判断しております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

今回こども家庭庁が保育士の配置基準の改善を事項要求として盛り込んでいるということですが、現在本町の保育所、その他保育施設の保育環境は十分整っているのか、その辺りを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

現状としては整っております。ただし、どうしても人員確保等が苦慮しているところですので、何とか整っているという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

厚生労働省がこれまた今年11月5日の人口動態統計によると出生数が非常に激減というか、恐らく70万人には及ばないだろうという見通しを出しております。それで政府は2030年までに入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスというふうにしてしております。次元の異なる少子化対策を推進するというので、児童手当とか育児休業給付の拡充など、もう矢継ぎ早に打っております。また、それほどやっぱり急を要することだと私も思っております。この少子化を給付をしたからといって即それがじゃあ産みましようって話は多分ならないんですけど、難しいと思います。本町も少子化対策は、町を挙げて取り組んでいることはよくよく承知しております。このような出生数の危機的な状況を考えれば本町としてもさまざまな少子化対策を前倒しでする必要があるかと思いますが、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

宮崎住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

所管を預かってますので、私の方からご回答したいと思っております。今子育て支援につきましては、こども家庭庁を含みます各省庁におきまして、さまざまな施策が展開されておる状況でございます。それにつきましては各自治体の方で執り行っておる状況にあるんですが、その中で限られた財源をいかによりよい事業として子育て支援を行っていくかということについては、本町の方でも検討を重ねているところでございます。本町におきましてもファミリーサポートセンターであり、こども家庭センター等につきましては、こども政策課内に設置するなど、各支援につきましてそういう先を見た対応を取っているところでございます。ここにつきましては各保育所関係の施設であったり、児童館、もしくは学童クラブの先生方をはじめとしまして、各専門委員そして所管の課の職員一同がやはり一人一人が子育て世代に寄り添いながら、親身になってこの事業に向かって対応している状況でございます。こういうことにつきましては、どの市町村にも長与町は負けていないというふうには私の方では職員を見ております。そういうことでございますので、事業につきましては見えにくい点がございましてしょうけども、今後も各施設とご協力頂きながら、やはり職員一同が誠心誠意子育てに対する世帯の支援を行っていくということを取り組んでいく対策を今後も見据えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力の方をお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

3つ目の庁舎のLED化と明るさの見直しについてですが、町長から来年度ということで非常に期待をしております。長与町はやはり部活動地域移行でもう先駆けて、やはり町長、教育長はじめトップの方の意識が早くて、やっぱりよそから視察に来るぐらい

のやはり先見の目がある自治体と思います。であれば庁舎はやっぱり町の顔ということで、令和7年のできるだけ早々にLED化を進めたらいかがかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

庁舎のLED化なんですけれども、町長の答弁に来年度以降ということで答弁させていただいてるんですけど、やはり予算が伴いますので、一応所管としても希望として来年度を希望してるんですけども一応来年度以降ということで、一括リース方式により1階から4階までの照明の全てを一括でLED化することを検討しておりまして、できれば早い時期にと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そのついでと言っちゃなんですけど、調光システムというのがありますよね。これはもしするとしたら幾らぐらいかかるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

非調光型と比べますと、専門業者の方に聞いたんですけど、3割から4割高くなるということでございました。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

くどいようですが、庁舎は町の顔ということで、できるだけ早くそういうことをやっていただいて、やっぱり職員の方の働き方にもありまして、調光システムというのは、やはり仕事の効率面で費用かかるとは思いますけども、やはり職員の方が働きやすくなる環境は、ひいて言えば町民のサービスにつながるということですから、ぜひ早々にやっていただきたいんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃることはよく理解しておりますので、今からいろんな形の財務の方も検討していきたいと思っておりますし、早々にできるよう努力していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私の質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時20分まで休憩します。

（休憩 15時09分～15時20分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、下町純子議員の①町民文化ホールの使用について、②マダニ感染症についての質問を同時に許します。

1番、下町純子議員。

○1番（下町純子議員）

皆さま長時間お疲れさまです。本日最後の質問をいたします。よろしくお願いいたします。まず、①町民文化ホールの使用について。町民文化ホールは、町の行事の他に、さまざまな催しに使用されています。業者の催しなどの他にも、住民の方々のピアノリサイタル、またリハーサル室はバレエやフラダンスの練習など文化活動に使用されています。その活動の中で実際使用されている方から借用時間についてももう少し柔軟に対応してもらえないかなどの要望を聞いています。そこで、以下のとおり質問いたします。

（1）リハーサル室の借用時間について。現在1日3区分の時間帯になっているようですが、1時間ごとの借用はできないでしょうか。（2）駐車場出入口の車止めポールの着脱が女性や年配の方には難しいそうです。もう少し楽に着脱できるようにならないでしょうか。

②マダニ感染症（ダニ媒介性感染症）について。マダニは主に九州、中国地方に見られ、山や森といった動物が出没する環境に多く、畑、公園、市街地周辺の草むらにも生息していると言われています。長崎県でも多くのマダニ感染者が報告されています。先日、健康センターで行われた健康広場で西彼保健所の方からお聞きしたのですが、マダニ感染症の長崎県の本土地域における患者発生数は、西彼地区（本町、時津町、西海市）が最も多いそうです。マダニにかまれると日本紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群などの病気になることがあります。そこで、以下のとおり質問いたします。（1）本町でマダニ感染症の対策として実行していることは何かありますか。（2）本町でマダニ感染症の対策として他に何か考えていますか。以上を質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者でございます下町議員のご質問にお答えをいたします。な

お1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは2番目のマダニ感染症についてお答えをさせていただきます。2番目1点目のマダニ感染症の対策についてのご質問でございました。マダニ感染症対策としては、町広報紙、ホームページへの掲載や町内直売所への啓発ポスターの配布、健康イベントでの西彼保健所ブースの開設により、情報提供、注意喚起などを行っております。広報活動を通して、マダニの習性或感染症の症状、予防策、かまれた時の対処法などを情報発信をしておるところでございます。続きまして、2点目のマダニ感染症の対策として他に何か考えているかというご質問でございました。マダニ感染症予防に最も有効な対策は、マダニにかまれないようにすることでございます。野外作業時はマダニ忌避剤も併用しながら肌の露出を少なくするなど、マダニから身を守る服装を心がけることはもとより、ペットのマダニ感染症の予防、野生動物が侵入しにくい環境の整備なども普段から気にかけていただきたいと思いますと考えております。住民の皆さまがマダニ感染症を正しく恐れ、身を守れますように、今後とも情報発信に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、町民文化ホールの使用についての1点目、リハーサル室の借用時間についてのご質問にお答えいたします。町民文化ホールにつきましては、町民の教育、芸術および文化活動の振興を図るために設置されており、通常この施設につきましては、客席ホールもしくはギャラリー、ホワイエの貸し出しを行い、それに付随した利用として、リハーサル室、楽屋等を同時に貸し出ししている状況でございます。この場合は、各種式典や大会、イベントなど長時間にわたる利用者が多く、現在の3区分での形態で支障がないものと考えております。そのため、今回のご質問の趣旨でございますリハーサル室や楽屋等につきましては、客席ホールの附帯施設という位置付けであり、練習などに単独で貸し出すことを想定しているものではございません。現在の運用といたしましては、団体等の使用希望日に客席ホール等の貸出予定がない場合に例外的に個別利用を許可し、貸し出しを行っている状況でございます。今後も客席ホール利用者を中心とした運用管理を行い、現在の3区分の利用形態を維持してまいりたいと考えております。2点目、駐車場出入口の車止めポールについてのご質問にお答えいたします。現在、長与町民文化ホール駐車場の運用につきましては、最上部の第1駐車場はホール開館日の管理者駐在時には常時開放している状況でございます。また、第2から第5駐車場につきましては常時開放はしておらず、大会やイベント等の開催時にホール来場者の利便性向上のために利用している状況でございます。先ほどのご質問にございました客席ホール等に付随したリハーサル室や楽屋等と同じで、それぞれの利用者に必要とする駐車場を開放していただいている状況でございます。また、ポールの材質、着脱方法につきましても、

管理上、ステンレス支柱による現方法が適切であると考えております。以上のことから、利用形態やポール本体の変更等は考えておりませんが、施設利用者へさらなる周知を行って、利便性の向上となるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

文化ホールの稼働率っていうのは、どのぐらいなんでしょうか。教えていただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

令和5年度の数値としてお答えしたいと思います。令和5年度、全体的な稼働率としては82.4%となっております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今82.4%と伺いましたが、それだと1年を365日、それと月曜日の閉館日と年末年始を含めて休みが大体65日として、年間300日の計算で文化ホールが開いてるとして、80%だと240日ほど使用してるような形になるんじゃないかと思うんですけども、それだと一月に20日ほど使っていることになりませんが、これはどういうこと、どういう数字っていうかそんなに使ってるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

すいません、数字の提示の仕方がちょっと足らなかったと思います。まず開館日数が307日です、令和5年度。そのうち総回数として利用してる分が253日、これで82.4%となっております。ホール自体の利用回数が142日、ホールの利用回数は46.5%となっております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員、挙手をして。

下町議員。

○1番（下町純子議員）

すいません。ホール以外の施設、例えばリハーサル室や会議室について、公民館や体育館のように1時間ごとの予約ができないかとの声は上がってないですか、実際は。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今回のお話を頂きまして、現場の方に確認しました。実際1時間単位で貸してほしいという意見は一部上がってるということはお聞きしております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

議員、マイクを自分の方に向けてもらっていいですか。

○1番（下町純子議員）

私の方にも1時間ごとの予約ができれば助かるという声は上がっております。実際、小中学生が中心のグループだと、大体午後4時から7時ぐらいまでが一番使いやすいそうです。ただそれだと、もう現状では決まった時間、そういうことができないので、今のところは、決まった時間に合わせてしているということです。もしも、時間区分を1時間ごとにしてほしいという声が多数上がった時には、見直しをするような可能性っていうのはあるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的には現在の3区分をやっていきたいと思っておりますが、その一部という部分については今後のお話という形で、今現在やはり利用率等も考えますと3区分でそのままいくのがいいものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

リハーサル室っていうのがあるんですけど、それは壁面が鏡になっていて、レッスン用のバーも備えられ、立派な設備が整っています。しかし、防音がされていないので、ホールを使用する時にはリハーサル室を使えないという不便さもあるようです、先ほど教育長が言われたようにですね。それでも公民館や体育館にはない充実した環境ですので、もっと多くの人に使ってもらいたいと思います。今は月3回ほど定期的に使用しているグループがあり、他は不定期に個人の使用があるのみだそうです。町民としてはもったいない気がします。せっかくの立派な設備をより多くの町民に開放できるようなことはできないでしょうかね。お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

教育長答弁と重なる部分もありますが、どうしてもやはりあそこはホールを中心とした建物でございます。そもそも練習等を主体的に行うような施設として造ってないという部分もあります。そのためやはりホールを中心とした形でやって、ホールの人のため

にやはり一番利便性がいいようにやりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

実は先週の土曜日に時津町のカナリーホールに行ってみました。こちらには私も昔個人のバンドの演奏会で大分前に一度行ったことがあるんですけども、その時はホールで演奏を聞いて帰ってきただけでしたので、それ以外の設備を見ることはできませんでした。今回改めて行って見せてもらいましたが、開かれている施設であるというのが第一印象でした。もちろん郷土資料館や子育て支援センターが併設されているので、ホール以外の利用者が来館しています。それに防音されているリハーサル室1部屋と4つの練習室があり、うち2部屋は防音室となっています。カナリーホールは、町民のために楽器などの練習室を確保することを念頭に造られていると感じました。入り口付近にはホワイトボードがあり、時間ごとにどこの部屋をどのグループや個人が使っているのか分かるように表示してあります。土曜日ということもあり全ての部屋が埋まっていました。本町の文化ホールも、例えば防音はしてないけれども会議室が空いている時に、楽器や歌の練習をしたいという人に貸し出すということはやっぱり無理なんじゃないでしょうか。お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今この場で、現場の意見もちょっとまだ聞いておりませんので、それができないというのは明言は避けたいと思いますけど、やはりより良く使っていただくという部分と、先ほど言いましたホール、やはりこれを中心とした形態でやっていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

町民なら一度は文化ホールに足を運んだことがあると思うのですが、ホールや展示室の他にも、楽屋や会議室、リハーサル室があり、それを借りることができる、本来はそうじゃないと思うんですけども、空いてる時には借りることができるということを知らない人は案外多いと思います。行ったことはあるけれども、中身までは分からない、知らない施設になっています。文化ホールはパンフレットを作っているのですが、私は今回初めてパンフレットの存在を知りました。私のような町民もいると思います。文化ホールの設備を広く知ってもらうために、町の行事がある時にパンフレットを目につく場所に置いておくというのはできないでしょうか。せっかくの素晴らしい施設ですので、もっと使ってもらうように周知してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今議員がおっしゃられてるのはご利用案内のことだと思えてお答えしたいと思います。こちらですね、確かに皆さんの目につく所ではないのかなと思っておりますが、一定見える所って言った見える所にでも置いてはいます。役場の生涯学習課の廊下の所の棚とかそういった所にも置いておりますので、一定皆さんの方に分かるようにしてるのかなと思いますけど、やはりもうちょっと議員がおっしゃるとおり、宣伝じゃないですけどこういった所がありますよというのは今後周知はしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今後、本当、私、目が節穴だったのかもしれないんですけども全然気が付きませんでして、申し訳ないです。本当に目につくような所にできるだけパンフレットを置いていただきたいと思えます。またカナリーホールの話なんですけれども、カナリーホールでは演劇や音楽会などがありますが、これもホールの館長はじめ職員が日頃から民間の会社や団体と情報のやりとりをした上で、ホールの収容人数に見合ったものを探して企画しているそうです。来年も朗読劇、室内管弦楽、俳句の講演が決まっていました。本町の文化ホールはどのように運営し、自主公演の企画をどのように立てておられるでしょうか。お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

文化ホールの企画につきましては、生涯学習課の文化振興班の方で企画を行い、文化ホールとともに行っている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

自主公演は年に何本ぐらい計画されてますか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

外部の講師とか、興行を行うこととしてお答えしたいと思います。基本的には自主事業としては1本から2本。で、これはそのタイミングによっても違います。去年でしたら郷土芸能大会、こちらをやったこともあり、自主事業は1本でした。他にも補助等が

使えた場合には、それが増えることがあります。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

はい、分かりました。駐車場の開閉についての声も私の方に上がっております。ここで言う駐車場とは、先ほど言われましたように陶芸の館に向かって階段状になっている駐車場のことです。通告書では車止めがポールをもう少し楽に着脱できるものにならないかという質問をいたしました。そもそも駐車場の開閉は管理者側がすることじゃないのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちらと答弁と重なる部分が多くありますが、基本的にはあの駐車場自体は施錠しております。利用者の方々が第2から第5まで必要な分だけ開錠していただくと。これにつきましては、町民ホール利用上のご希望という形で皆さまの方にお渡しして、この条件でいいですかという形でお話をしている状況で、現在駐車場も貸し出している状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

確かに文化ホールを借りる場合、駐車場の整理は主催者側が行うようにとパンフレットには書いてあります。そこで他の施設はどうなっているのかと思い、町民体育館、南交流センター、上長与公民館に行って、駐車場の開閉をどのようにしているのか尋ねてきました。どこも駐車場の開閉については、毎日朝は職員、夜間は管理人が行っているということでした。文化ホールだけが駐車場の開閉を主催者側で行うようにしているのはなぜでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちらと先ほど答弁と重なりますけど、こちら自体が基本的には通常開錠しているような駐車場じゃありません。体育館とか運動広場とかあちらの方はどうしても不特定多数が常に来場されるという形で、毎朝開錠で夜に施錠という形を取っております。こちら文化ホールにつきましては、通常来場、例えば借りに来たりとかですね、ちょっと興行がある時に少しの人が見に来る、こういう時は基本的に一番上の常時開放している駐車場があります。こちらで利用が足りると、事が足りるという形で現場の方も判断しております。そのため、どうしてもあちらの第2から第5につきましては、利用者が今日

はいっぱい来るぞという見込んだ時にだけ、それぞれで開けてもらうという運用をしている現状でございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

そうですね、町民にとってはどこも同じ町の施設ですので、対応に差があるのはおかしいと感じる方もいると思います。また、駐車場の車止めのポールですが、太くて重いです。私も実際持ってみました、鎖が金属製なのでさらに重量があって引き抜きにくくなっていました。年配の方は着脱が難しいと思うんですね。ホールの利用は毎日のことではないので、駐車場の開閉は他の施設同様に管理者側ですということとはできないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

先ほどからの答弁と重なる部分もありますけど、どうしても利用者が必要な分だけ開けてもらうという形でやりたいと思っております。常時開放してしまうと、あそこの造りを見ていただいても分かるんですけど、下の方まで全て見えません。何かその利用者ではない方が停めて、一晩中停めたりとかですね、そういったことも可能性があります。その場合には、1回1回施錠してしまうとまた面倒なことになりますので、その辺もやはり考えて、常時施錠をしてるという現状で運用しておる状況です。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

逆に毎日のことではない、常に開けておいてくれとは言っていないんですけども、せめてその要望があった時ですね、やっぱりどうしても難しいっていう要望があった時だけ職員が開閉するということにはならないですかね。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今この時点で、そこをすぐに開けますという形でご返答は難しいかと思えます。どうしても現場等々今までの経緯経過もありますので、その辺も吟味して対応を考えたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

そうですね、町民への対応がちょっと不親切だと感じます。駐車場の開閉が毎日のこ

となら、職員の方の負担になるでしょうが、年にその要望があるということ、年に何回かのことだと思えます。ほとんどの方はご自分でされると思うんですけども、やはり年配の方とかが多いグループについては年に何回かのことだと思えますので、そこは要望があれば開閉をするっていうふうにならないですかね。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

すいません、何度も答弁が重なると思えます。今のところは現場等との話し合いもできてないですし、この時点ですぐさま開錠するというお答えは難しいかと思えます。ただし協議として、今後お話は進めていきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

文化ホールについての本町の考え方はよく分かりました。本町の第10次総合計画の中の町民意識調査の生活環境充実度という項目で、子育てや医療サービスなどが高く評価されている一方、文化施設の評価が際立って大きなマイナス評価となっています。もちろん、文化ホールだけの問題ではないと思えますが、今後少しでも町民のマイナス評価を払拭し、改善できるように力を注いでもらいたいと思えます。小さい声もすくい上げて検討し、できるだけ改善するように力を注いで、いろいろな所と話し合われてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

宮司教育次長。

○教育次長（宮司裕子君）

今回頂いたご意見を基に協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ではよろしくお願いたします。

次にマダニ感染症について質問いたします。マダニが媒介する病気の大半は、西彼地区では日本紅斑熱という病気です。潜伏期間が2日から10日で頭痛、発熱、倦怠感、発疹などの症状が出ます。まれに重症化することもあります。かまれたときに痛みやかゆみがないので、かまれたこと自体気がつかないことが多いそうです。西彼地区が特に多いとのことですが、本町のマダニ感染症の実態が分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

本町独自の数字はありませんが、西彼保健所管内ということで数字をお伝えいたします。令和3年が日本紅斑熱3件、令和4年同じく日本紅斑熱3件、令和5年同じく日本紅斑熱4件です。患者の住所地での計上で感染地での計上ではありませんが、ほぼ住所地での感染のようです。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

マダニは動物が多く出没する環境に生息し、山や森、畑の他、公園や市街地の草むらにも生息しています。感染予防としては、草が生い茂っている所の除草がまず第一だそうです。長与町は、総合公園など以外で町が管理する公園が各地区に92あると聞きました。夏には草が伸び切っている公園をよく見かけます。公園などの除草作業は町の方で計画的に行っておられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

公園内の草刈りにつきましては、長与・時津シルバー人材センターに年間契約を行いまして、実施をいたしております。草刈りの計画につきましては、基本的にシルバー人材センターの方で現地確認等を行いまして、月毎に計画を立てて実施をいたしておりますが、町職員の現場確認の結果やまた自治会などからの草刈りの相談なり要望が寄せられた際には、その都度シルバー人材センターと調整を行っております。また令和3年度から、長与町公園清掃等管理委託要綱を制定いたしております。公園の除草や清掃活動などご協力いただける地元の自治会の方々に委託をさせていただいております。今年度の実績といたしましては、23公園におきまして12団体の方々にご協力を頂いております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

じゃあ、担当課の方で定期的に公園や道路などの見回りというのはしていないということですか。シルバー人材センターの方がしているということでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

道路につきましてもシルバー人材センターに町道の維持管理業務委託をしております。道路の軽微な維持補修や草刈り、道路パトロール等を行っております。全く町の職員の方で確認をしてないわけではなく、さまざまな、例えば。

○議長（安藤克彦議員）

課長、ちょっといいですか。質問が公園の管理は町は直接してないのかという質問ですので、道路云々では今ないと思いますので、再答弁をよろしくお願いします。

○土木管理課長（山崎禎三君）

公園につきましては先ほど申し上げましたとおり、シルバー人材センターに委託をしておるところでございますが、町の方でも全く現地の確認をしないというふうなことはございません。もろもろ通報とか相談とかあった際には、現地の確認をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

分かりました。管理する公園の数が私も予想以上に多かったので、除草作業を立てるのは難しいだろうなと思いました。ですが、まずは子どもが多く集まる公園や高齢の方がグラウンドゴルフなどを楽しんでいる公園、ペット連れで散歩に立ち寄る公園などを優先して除草作業の計画を立ててほしいと思います。シルバー人材センターの方ではどのような優先順位で除草計画を立てているとかその辺は分からないですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

優先順位がどこからとかいうふうな部分については、何せ92公園ございますのでなかなか説明するのは難しいかと思いますが、当然協議をしながらさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

除草作業を円滑に早急に行うためには、やはり人材の確保の他、手早く除草ができる草刈機の導入も必要かと思います。従来の草刈機を使って、刈払機ですね、を使っておられるのかなと思いますけれども、その他に短時間で広範囲の除草作業ができるような機械の導入というのは検討されてないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今年度でございますけど、1台自走式の草刈機っていうのを導入をさせていただいております。主だって先ほど申し上げました公園の管理をしていただいている受託の団体、また自治会等からご相談があった際はご利用いただくっていうふうな建て付けで導入をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

そういう時には利用してもらおうようにできるんですね。自治会とかが自分の所の公園を草刈りしたいという時には、貸し出しすることができるということですか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

はい。そのような目的で導入をいたしております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

じゃあ、それ同じようにシルバー人材センターが除草作業をする時にも貸しておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

シルバー人材センターにおかれましては、委託をさせていただいている部分でございますので、町の方からこういった機械を貸し出してとかいうふうなのではございませんので、この自走式の草刈機につきましては、シルバー人材センターにお貸しするっていうことは今考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

実は私もより効率的に安全に除草作業ができるような草刈機がないかなと思ってちょっと探してみたんですね。九州に1件そういう所があったのでカタログを取り寄せてみました。それは遊園地にあるようなゴーカート式のもの、あとはラジコンで操作できて、最大斜度40度まで対応できるというものがありました。そういうのもいいかなと思ったんですけども、ちょっと提案するのをためられるぐらいに高額でした。ただ、メーカーに問い合わせしてみたところ、全国の自治体からの注文はあり、納品をしているということでした。メーカーの担当者は発注した自治体は何らかの補助金で購入しているのではないかとっていました。そうですね、除草作業、シルバー人材センターに依頼しているということですが、今後はシルバー人材センターの人員が不足することも予想されますよね。なので、貸さないということかもしれませんけれども、そのためにも安全に一度に多くの面積を除草できる草刈機っていうのをやはりシルバー人材センターの方にも貸してはどうかなと思うんですけど。今この私の提案したものを購入しろとかいうことじゃないんですけども、より安全に草刈りできるようなことで、自動の草刈

機も貸していいんじゃないかなと思うんですけど、駄目ですか。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員に申し上げます。今回のテーマはマダニ感染症が主だと思います。その関連で草刈りの話が出てきましたので、この質問でこの件は最後にさせていただいていいでしょうか。答弁頂けますか。

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今年度導入をさせていただいた1台のみでございます。当然シルバー人材センターと地元の団体の方々との取り合いになるっていうのは当然そこは避けるべき部分っていうのも考えます。1台しかございませんので、議員のご提案ではございますけど、シルバー人材センターにお貸しするというのはちょっと難しいというふうにお答えさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

分かりました。それから公園や道路だけでなく、空き地もあると思うんですけども、それらの除草についてはどのようにされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

空き地の適正管理につきましては、本町の環境美化条例の中で適正管理について規定をさせていただいております。その空き地の所有者または管理者については適正に管理をすることとなっております。除草、雑草の除去についてもその所有者または管理者にさせていただくことにしておりますので、そういったご相談等があった場合には、こちらの方から通知等を送らせていただいて対応していただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

分かりました。次に、マダニ感染症に関する知識を町民に広く知ってもらうことも一つの対策であると考えています。2、3日前に新聞にマダニが媒介する、今度は脳炎というタイトルの特集記事がありました。西日本では日本紅斑熱などが多いのですが、これは北海道でダニ媒介脳炎という病気が報告されているそうです。マダニが媒介するウイルスや細菌の抗体を持つ動物は今全国で確認されています。長崎県でも対馬で脳炎を引き起こす抗体を持ったイノシシが見つかっています。まれに重症化すると手足のまひなどの後遺症や、最悪の場合死に至ることもあるそうです。脳炎については、ワクチンも今年9月から販売が開始されていますが、今のところは北海道以外の人にワクチンを

勧めるほどではないということです。新しい知識なので披露させていただきました。町の方もホームページで西彼保健所がまとめたのと同じような詳しい内容を既に紹介されております。ただ、残念なことにせつかくのホームページの内容を知らない方もまだまだたくさんおられます。マダニが媒介する病気で日本紅斑熱の患者の多くは高齢の女性だそうです。ホームページを見ない方が多いと思います。その点、年に1回、広報紙やポスター、リーフレットなどで注意を促してきちんと対応されているということで、素晴らしいなと思いました。次回も広報などで注意を呼びかける際には、ぜひ長崎県本土では、本町を含めた西彼地区のマダニ感染者が一番多いということや、今はあまり心配することはないけれども、マダニ媒介の致死率が高い病気もあるということをつけ加えて、さらに予防と注意を呼びかけてほしいと思います。マダニ感染症について、広報紙やリーフレットの内容を再び検討して広く周知してもらえるようにしていただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今後とも町のホームページや広報、あとウォーキング、健康保険課の測定会のイベントの西彼保健所のブースなどを通じて、皆さまに正しく恐れてもらって、マダニ感染症の予防に努めていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ありがとうございます。町民の健康に関わることでもありますし、マダニ以外の害虫の対策にもなると思います。温暖化でこれからは1年の半分が夏となるかもしれません。マダニ感染症の危険も増えると思います。マダニのシーズンに入る前にぜひ目に触れる形での啓発活動を活発にお願いしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで下町純子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時02分）